

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學法学部五〇周年記念シンポジウム： 「裁判員制度の現状と課題」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中川, 孝博, 田口, 真義, 川田, 宏一, 名倉, 俊一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001139

國學院大學法学部五〇周年記念シンポジウム

裁判員制度の現状と課題

パネリスト

田口 真義氏（裁判員経験者・LJCCコーディネーター）

川田 宏一氏（東京地方裁判所判事）

名倉 俊一氏（東京地方検察庁公判部副部長）

宮村 啓太氏（日本弁護士連合会裁判員本部事務局次長）

竹田 昌弘氏（共同通信企画委員兼編集委員）

司会

中川 孝博氏（國學院大學法学部教授）

日時…平成二十四年十月十三日(土) 十四～十六時
場所…國學院大學百周年記念講堂

司会(中川) 時間になりましたので、國學院大學法学部五〇周年記念シンポジウム「裁判員制度の現状と課題」を始めさせていただきますと思います。本日司会を務めさせていただきますのは、本学法学部で刑事訴訟法を担当しております中川です。よろしく願います。(拍手)

それでは開会の辞といたしまして、法学部長坂本一登より挨拶がございます。

【開会の辞】 國學院大學法学部長 坂本一登

こんにちは、法学部長の坂本です。本日はご来場ありがとうございます。ございました。さわやかな秋晴れの日にこんなに多くの人に集まっていただいて、シンポジウムが開けることを嬉しく思っております。

二〇〇九年に司法改革の一環として「裁判員制度」が導入されました。導入の際はいぶん話題となり、皆さんも、これから裁判はどうなっていくんだろうとか、もし自分が裁判員に選ばれたらどうしようかと不安に感じた人もいらしたかもしれません。制度というものは、しかし導入されただけではすみません。導入された後になって初めてわかることもたくさんあります。ですから、制度をより良いものにしていくためには、導入後の検証、すなわちその制度の運営実態を踏まえた改善の議論を積み重ねていくことがとても大事です。経験がある程度蓄積し、少し距離をおいてものごとを考えられるようになった現在は、検証の絶好の時期ではないかと考えました。そこでこのシ

ンポジウムを企画したわけであり。このシンポジウムが裁判員制度をより良きものにしていくための、そして制度が成熟していくための一助になることを願ってやみません。

今回の裁判員に関するシンポジウムは、國學院大學創設一三〇周年事業の一環として、また法学部創設五〇周年を記念して企画されました。この企画を実現するためには、たくさんの方々のご協力を得ました。ここにいらつしやるパネリストの方々は、いずれも裁判員制度に、裁判員として、あるいは法律専門家として、ないしは報道関係者として、直接携わってこられた方々で、その分野で著名で高い見識を持った方々でいらつしやいます。非常にお忙しいにもかかわらず、今回のシンポジウムに参加してくださったこと、それも単に本日参加して下さるだけでなく、シンポジウムの質を高めるために事前のやり取りにも快く応じてくださったことに深く感謝申し上げます。

そして、この素晴らしいパネリストをご紹介いただいた法科大学院の四宮啓先生にも改めて御礼申し上げます。さらに、このシンポジウムを開くにあたっては、大学側の全面的なバックアップをいただきました。法科大学院事務課、教務課、管財課、広報課など関係部署のご協力のおかげで実現にこぎ着けることができました、厚く御礼申し上げます。

大学は最近、社会からなにかと批判されることが多いのですが、本日は大学が知的生産の場として健在であることを示したいと思っておりますので、どうか皆さんの積極的な参加をお願いいたします。どうもありがとうございます。(拍手)

【パネリストの自己紹介】

司会 中川) それでは始めさせていただきますと思います。

先ほどの法学部長のお話にもありましたように、今回のテーマは、裁判員制度がどのように行われてきたか、どこが評価されるべきか、そしてどこに問題があるか、ということです。はじめにお詫び申し上げなければいけないのですが、検討項目は非常に多岐にわたります、これをすべて拾っていくとおそらくこのシンポジウムは六時間ぐらいかかると思うのです。しかし、われわれに与えられた時間は二時間しかございません。そこで事前にパネリストの方々と打ち合わせを行いまして、パネリストの方々が特に語りたいことをピックアップしていただいたのですが、それらを中心に議論します。ですから特別な関心をもつて参加された方々の中には、ある点について議論を聞きたかったのに、全然議論がないじゃないかといった不満が出てくるかもしれないのですが、フロアからの質疑という場、そしてお配りしておりますアンケート用紙にご意見等をお書きいただくという機会を設けておりますので、ぜひご利用ください。

それでは早速始めさせていただきます。パネリスト紹介から始めたいのですが、まず私が簡単にご所属とお名前をご紹介申し上げます、そのあとパネリストの皆さん自ら、どのような形で裁判員裁判に関わってこられたのかといったことをお話しいただきます。裁判員経験者で、かつ、Lay Judge Community Club

のコーディネーターでもあります田口真義さんです。そして隣のテーブルに移りますけれども、右から順に、東京地方裁判所判事の川田宏一さん。東京地方検察庁公判部副部長の名倉俊一さん。日本弁護士連合会裁判員本部事務局次長の宮村啓太さん。そして共同通信企画委員兼編集委員の竹田昌弘さんです。では田口さんから自己紹介をお願いします。

田口 皆さんこんにちは。日本で最も守秘義務違反に近いんじゃないかと言われている裁判員経験者の田口です。

私は二年前、二〇一〇年に裁判員を務めさせていただいて、要はもう二年も前の話なんです。もったこと最近、あるいは全国で言うところの三万人余りの裁判員経験者が生まれているにもかかわらず、二年も前の人の話がいまだに必要とされているところにやや疑問というか不安な点を抱いていまして、もっと広く柔軟に裁判員経験者の声を拾う場があればいいなと、できればいいなという思いを込めて、今年の夏にLay Judge Community Club、略称LJCC、裁判員経験者によるコミュニティという形で団体をつくりました。裁判員経験者同士が気楽に交流して、また、その中で生まれてきた言葉をこういう場で、裁判員をやるかもしれない多くの市民の方々に還元するというのを主軸にやっております。そういう形で社会に何らかの形で役立てばいいなと思っておりますので、今日、私の言葉で役立つのかどうかかわらないのですけれど、何か持ち帰っていただければと思います、一つよろしくお願いします。(拍手)

川田 東京地裁の判事の川田宏一です。これまで東京地裁、

札幌地裁で裁判官としてもっぱら刑事裁判を担当してきました。平成十六年のいわゆる裁判員法等の制定を受けて、まずは地元の皆さんの協力も得るなどして模擬裁判を実施し、裁判員制度の運用を検討したり、また、裁判員制度の広報活動も行ったりしまして、平成二十一年の裁判員制度の実施を迎えました。これまで一六件の裁判員裁判を担当、経験しております。取り扱った事件も比較的多様な類型にわたっています。

裁判員制度施行三年の感想ということで一言言わせていただきますと、参加された裁判員の皆さんはいずれの事件においてもたいへん熱心に取り組んでいただいております、いずれの判決も裁判員と裁判官が十分議論をして判断に至ったものであると、自信を持って言うことができます。近年司法の分野にかかわらず、国民に関わるさまざまな制度が導入されておりますけれども、この裁判員制度についてはその導入初期の段階としては、概ね順調に運用されているのではないかと思います。

ただ、国民が刑事裁判の過程に参加するという、これまでなかった大きな制度改革の運用に関わりますし、現実問題として裁判員裁判を進行していくうえで、種々の課題があります。したがっていまして制度を運用していく法律家としては、裁判員制度の導入の趣旨に沿って、さらにより良いものとしていくために、改めるべき点は改善していくという、そういう不断の努力が必要ではないかと考えています。本日のシンポジウムもそのために有益なものとなることを期待しまして参加させていただきます。本日はよろしくお願いたします。(拍手)

名倉 東京地検公判部副部長の名倉と申します。今日はこのような席で発言の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

私は検事になって今年でちょうど二〇年目です、北は北海道札幌から南は宮崎まで各地を赴任しまして、刑事裁判、それから、捜査にも当たってきました。私自身の刑事裁判に専従した期間というのは約七年間でして、そのうち、ここ四年半の間は刑事裁判を担当する公判部という部署に所属しております。ですので、ちょうどいろいろな刑事司法改革が具体化してきて、裁判員裁判が始まったときからずっと刑事裁判を担当している検事の立場から、いまの裁判員制度の現状と課題ということについて、発言をさせていただきたいと思っております、よろしくお願いたします。(拍手)

宮村 弁護士宮村と申します、本日はよろしくお願いたします。

弁護士登録をして一〇年目になります。この一〇年間、刑事事件に一生懸命取り組んできました。また、私は、日常の弁護士業務のほかに、日弁連の裁判員本部という組織で、全国の裁判員裁判の運用についての情報を集めたり、それを分析したりする業務に従事しています。その関係で比較的裁判員裁判に関する情報に多く接する立場にあるということで、本日はお招きいただきました。私自身は裁判員裁判を三件経験しています。初公判から判決まで一ヵ月近くかかった事件が二件ありましたので、比較的長くかかった事件を経験していると思います。

最近、裁判員裁判を契機とした刑事裁判の変化を感じています。以前は、時として法廷でのやり取りが形骸化しているとの批判もあったのが、生き生きとした法廷で、法廷の中で見て聞いて理解される、そのような法廷になりつつあることを実感しています。それにより、刑事裁判が弁護士としてさらにやりがいのある分野になっていると思います。また、今日のシンポジウムもそうですが、法曹三者やそれ以外の皆さんと、より良い刑事裁判のあり方を議論する場が増えているのもたいへん嬉しく思います。本日は異なる立場からそれぞれ意見交換できることを、私も楽しみにしてまいりました。よろしくお願いいたします。(拍手)

竹田 共同通信の竹田と申します。記者になって二五年ぐらいいになりますが、うち二〇年ぐらい、事件と司法を担当してきました。裁判員制度は司法制度改革審議会というところで二〇〇一年に導入を決めて、二〇〇九年五月から始まったんですけど、その審議会のときから取材しています。最近法廷などへ取材に行くことが少なくなつて、もっぱら裁判員経験者の方と取材と称してお酒を飲んでいるだけですが、以前「知る、考える裁判員制度」(岩波書店、二〇〇八年)という本を出したこともあり、こうしたシンポジウムなどと呼んでいただくことがあります。今日は法曹三者の皆さんも来られていますので、とくに裁判員裁判の課題のようなものをお話しできればと思います。よろしく願います。(拍手)

【討論】

1. 裁判員制度はどのように行われてきたか
司会(中川) ありがとうございます。では「裁判員制度はどのように行われてきたか」というタイトルで、具体的に裁判員裁判というのはどのような手続で進められるのか、そしてその運用は実際にどのようなになっているのかということに関しまして、基本的な知識をフロアの皆様と共有したいと思います。そのために竹田さんに、基本的な講義をお願いしております。講義といいますが一〇分しかありませんけども、ぜひお聞きくださいませ。ではよろしく願います。

「竹田氏による報告」

お手元のレジュメとスライドを見ながらお聞きください。

- 裁判員の選任と裁判員裁判の手続(以下、後掲「レジュメ①」参照)

まず裁判員裁判のチャートですが、選任の最初は、衆議院議員の選挙人名簿から無作為に抽出して、裁判員候補者名簿をつくります。皆さんも二〇歳になると名簿に載るかもしれません。名簿に載ると、今年は十一月十二日に発送すると聞きましたが、通知が届きます。

- 名簿記載通知(スライド略)

これが名簿に載ったよという通知です。こういう封筒に入ってます。一年目は封筒が大きくて、郵便ポストからはみ出すという苦情があり、封筒の大きさが半分になったそうです。

● 裁判員候補者名簿への記載のお知らせ（スライド略）
封筒の中には、こういう「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」というのが載ってます。

● 調査票（スライド略）
法令に定められた辞退理由があり、辞退を希望する人はこの調査票で申し出るようになります。学生さんは辞退できませんが、できれば辞退しないで、やってみたらいいかなと思います。

● 写真（スライド略）
裁判員裁判の対象事件、最高刑が死刑または無期懲役の罪などですが、対象事件が起訴され、公判前整理手続で裁判の日程が決まると、この写真のように、パソコンで裁判員の候補者名簿から抽出します。最初の裁判のとき、一回だけ公開されました。パソコンをのぞき込んでいるのは、弁護士と検察官です。

● 裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）（スライド略）
事件ごとに裁判員の候補者を名簿から選び、その人に「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」を送ります。同封されている質問票で辞退を申し出ることができます。辞退できる理由がない候補者は日程を調節して、裁判所に行くことになります。

● 裁判員の選任と裁判員裁判の手続（スライド略）
裁判所に行くと、選任手続があります。

● 写真（スライド略）

こういう部屋で、裁判長から「皆さん何か公平に裁判できない事情がありますか、手を挙げてください」などと質問されます。

● 写真（スライド略）
あるいは、個別にこういう部屋で、質問されることもあります。裁判官三人に書記官、検察官、弁護士に囲まれて面接を受けるみたいな感じで、大変緊張したと話す経験者の方もおられます。

● 裁判員の選任と裁判員裁判の手続（スライド略）
裁判員やその病欠などに備える補充裁判員に選ばれると、公判となり、密室での評議を経て判決を言い渡します。

● 写真（スライド略）
これが東京地裁でいちばん大きい一〇四号法廷です。法壇の後ろから撮った写真ですが、裁判員になり、法廷に入ると、こんな感じです。

● 写真（スライド略）
これは法壇を横から見た写真です。

● 写真（スライド略）
これが評議室です。ここで評議をして、被告の人は有罪かどうか、有罪の場合は刑は何年にしようかと話し合うことになります。これは東京地裁の評議室です。

● 写真（スライド略）
こちらがさいたま地裁の評議室です。裁判所によってちょっと違います。どっちの椅子がいかうらの違いですけど。

●イラスト(スライド略)

経験者の話をもとに描いたイラストです。評議では、こうやってホワイトボードに論点を書きながらやっていくそうです。

●量刑分布(スライド略)

このイラストは、過去の似たような事件の裁判例を見ているところです。量刑検索システムといって、単独犯かそうでないか、被害者は何人か、凶器は何か、あるいは動機などで検索した結果をグラフと表にしてあるそうです。

●事件一覧(スライド略)

こちらが表のほうです。

●イラスト(スライド略)

いよいよ判決を言い渡すと、こんなふうになります。

●二〇一二年七月現在までの最高裁集計(以下、後掲「レジュメ②」参照)

今年七月までに三、八五六件の裁判員裁判が終わり、二万三、五三五人の方が裁判員を務めました。補充裁判員は八、一六二人。一件当たり二・一人です。

●二〇一〇年の裁判員経験者アンケート

どんな人が裁判員をやっているかというところ、まず男性が四四・六%、女性が四三・六%です。実は二〇歳から六九歳までの男女比は、男が四八で女性が五二です。これが逆転していますから、女性で辞退されている方が多いのではないかと思います。年代はここに書いてあるとおり、ばらけてますけど、いまの年代比率でいくと、三〇代と四〇代の人がちよっと多めに裁

判員をやられているという感じですが、職業ですが、裁判所のアンケートの選択肢はなんと「お勤め」です。「お勤め」と言ったら何でも入ってしまって、わかりにくいですが、五四・八%。民間も公務員も取締役もみんな「お勤め」です。次いでパート・アルバイトの方、専業主婦・主夫、自営業の順となっています。

●一二年七月現在の最高裁集計

これまで名簿に記載された人は九五万人余りで、事件ごとに抽出された候補者の数、辞退が認められた人の数、選任手続に呼び出された人の数、出席した人の数はここに書かれたとおりです。次の「検察側・弁護側の理由なし不選任」というのは、検察官や弁護人が「公平な裁判をしないかもしれない」などと思っただけで外した候補者の数です。一件当たり四人、これまでに一万五千人です。外されたことは候補者本人にはわかりません。下のほうの「辞退率」ですが、なんと五九・一%と非常に高くなっています。しかも、二〇〇九年や一〇年は五三%でしたが、昨年は五九%に上がっています。

●二〇一一年の最高裁集計

ここには、審理期間とか、証人の人数などが書いてあります。評議の平均時間は九時間二四分、かなり長くやっています。否認事件だと、一一時間三六分も評議をしています。

●評議時間と職務従事日数の推移(以下、後掲「レジュメ③」参照)

評議員の平均時間は、こういうふうに年々長くなっています。

す。

- 裁判員が裁判所に通った平均日数
それから、裁判員が裁判所に通った平均日数もこういうふう
に、年々右肩上がりに長くなっています。
- 審理内容の理解のしやすさについての裁判員経験者アンケ
ー
ト結果の推移
理解しやすかったという割合が年々下がっています。
- 理解しにくかった理由
どういう理由で理解しにくかったかを聞くと、「事件の内容
が非常に複雑だった」が一五・四％で、「調書の朗読が長かっ
た」が一・二・四％。「証人や被告人が法廷で話す内容がわかり
にくかった」は一・九・五％です。
- 法廷での説明等のわかりやすさ（検察官）についての裁判員
経験者アンケート結果の推移（以下、後掲「レジュメ④」参
照）
「検察官の説明はわかりやすい」という回答は、二〇〇九年
は八〇％でしたが、今年六月末までのアンケートだと、六三％
まで下がっています。
- 法廷での説明等のわかりやすさ（弁護士）についての裁判員
経験者アンケート結果の推移
もつとすごいのは弁護士です。「わかりやすかった」という
回答は検察官に比べて少なく、今年は三三・四％になってい
ます。もともと弁護という仕事自体がわかりにくいのかもし
れ
ません。

● 法廷での説明等のわかりやすさ（裁判官）についての裁判員
経験者アンケート結果の推移

裁判官の説明は評判がよくて九〇％近くの方がわかりやすい
と回答しています。

● 評議における議論の充実度についての裁判員経験者アンケ
ー
ト結果の推移（以下、後掲「レジュメ⑤」参照）
評議の充実度、「十分に議論できた」という人は、あまり変
化がなく、七〇％ちょっとぐらいです。

● 裁判員として裁判に参加した感想についての裁判員経験者ア
ンケート結果の推移
それから裁判員を務めた感想ですが、「非常によい経験と感
じた」と「よい経験と感じた」を足すと、ずっと九〇％を超え
ています。

● 裁判員経験者アンケート自由記載欄

「呼出状という文書に違和感を感じた」とか、上から目線だ
ということなんでしょうけど、いろいろ文句が書いてありま
す。ぜひお読みください。「十分な評議がなされたように感じ
なかった。結局は判例に従って考えられた」という意見も結構
あります。真ん中あたりにある「弁護人の質問の意図、質問の
意味がわからない点が多数あった」というのは、さっきのアン
ケートで「弁護人の説明がわかりやすい」というのが少ない理
由の一つかもしれません。

それから「（評議では）慣例に従った方向への誘導が多かっ
たが、制度の意義と異なるのではないか」という意見もありま

す。最後の「法衣を貸与してもらいたい」は、裁判官が着ている黒い上っ張りをみんな着ていると、一人ひとりが目立たないからようです。色は裁判官の黒に対してグレーという意見もありました。

● 共同通信の裁判員・補充裁判員経験者アンケート (二〇一〇年七月調査、二一〇人回答) (以下、後掲「レジュメ⑥」参照)

これは共同通信が最高裁とまったく違う設問でやったアンケートです。ただ一年目で、回答者が少ないです。「刑事裁判のルールについてほとんど説明されなかった」という人が八%もいました。評議の時間について「もつと話し合いたかった」が一六%。裁判長・裁判官による議論の誘導は「あった」「少しあった」を足して二一%というふうになっています。

● 最高裁の意識調査 (二二年一月実施)

これは「裁判員として刑事裁判に参加したいか」と一般の有権者にたずねた調査ですが、「参加してもよい」という人の割合が次第に減ってきています。裁判員裁判の報道が減った影響かなと僕はみえます。ただ、ここにはありませんが、若い世代は「参加してもよい」が結構多いです。

● 一二年七月現在の最高裁集計

今度は事件ですが、強姦致傷が一番多く、次に殺人、未遂がふくまれています。裁判所別では、千葉地裁が最も事件が多い。これは成田空港からの覚せい剤密輸事件が多く、一番になっています。逆に少ない裁判所はここに書いてあるとおりで

す。

有罪判決のうち、死刑は一人です。無期懲役が八〇人。(以下、後掲「レジュメ⑦」参照) 一方、無罪は一八人、無罪率は〇・四%です。無罪となったのは、下に書いたような事件で、覚せい剤密輸事件が多くて八人います。

● 死刑求刑事件

検察官が死刑を求刑した被告は一八人います。一四人が死刑で、無期懲役が三人。残る一人は無罪です。

● 強姦致傷

これは量刑の傾向を示したものです。赤いのが裁判員裁判で、青いのは裁判官裁判です。まず強姦致傷は、完全に山が右側へ一つ動いていますから、裁判員裁判で刑が重くなったと言えると思います。

● 強制わいせつ致傷 (以下、後掲「レジュメ⑧」参照)

強制わいせつ致傷も、実刑であれば、裁判員のほうがやはり一つ山が動いています。執行猶予も少なく、重くなっています。

● 傷害致死

傷害致死は微妙な感じですが、一五年以下、一三年以下、一一年以下、九年以下、七年以下でいずれも裁判員裁判のほうが上回っていますから、重くなっているかなという感じがします。

● 殺人既遂

逆の傾向もあります。これは殺人の既遂ですが、執行猶予が

裁判官裁判より多くなっています。

● 現住建造物等放火（以下、後掲「レジュメ⑨」、「レジュメ⑩」参照）

これも執行猶予が裁判員裁判のほうが多い。というわけで、全体として、刑の幅が広がっているということが言えると思います。

● 執行猶予と保護観察

次の保護観察というのは、保護司さんが執行猶予の期間中、指導や監督、支援をします。裁判員裁判では、保護観察付きの執行猶予判決がこんなに多く出ています。被告のことを考えると、単なる執行猶予では心配だと思っているのかもしれないですね。執行猶予全体の割合も裁判官裁判より二ポイントぐらい高くなっています。

● 保護観察についての最高裁意識調査

保護観察が多くなっているの、意識論調査でたずねてみたところ、大体半分ぐらいの人が「妥当だ」「どちらかといえば妥当だ」という回答をされています。

● 記者会見での裁判員・補充裁判員の主な発言（スライド略）

裁判員と補充裁判員の方には、判決後に記者会見をお願いしています。そのときの主な発言です。最初の四つは（レジュメ⑨～⑩における「1011 横浜」、「1012 宮崎」、「1106 千葉」、「1204 さいたま」）すべて死刑を言い渡したあとの発言です。「すごく悩んだ。何回も涙を流した」と話されています。四番目（1204 さいたま）は木嶋佳苗被告の裁判員の方です、一〇

〇日も裁判が続きました。「難しいの一言」だそうです。次（1012 鹿児島）の「遺族に申し訳ないが、証拠が不十分だったのが一番の原因」、これは死刑求刑事件で無罪となった鹿児島地裁の裁判員の言葉です。浜松の（1103 浜松）は、正当防衛を認めて、殺人罪を無罪にしたときの裁判員の方です、「最後は疑わしきは被告の利益に」とおっしゃっています。いちばん下（レジュメには未掲載。1107 大阪）は、ちよつと色が違いますが、取り調べの様子を収録したDVDを見た裁判員の方。「無理やり言わされているわけではないことを確認できた」と話されています。

次（1003 鳥取）は二人殺害事件で求刑通り無期懲役となった鳥取地裁の裁判員ですが、「中立的に判断した」と言っています。私は「中立的」には疑問があります。裁判は弁護人の主張をふまえて、検察官の主張が間違いないかどうかを判断すればいいのであって、双方の主張のどちらが正しいか、中立的に判断するわけではないので、会見場で聞いていて疑問に思いました。その一つの上（0909 青森）の「被害者のことを親身に考えた」。被害者の親の立場になっています。この発言にも首をかしげましたが、こうした被害者重視の裁判員は多く、先ほどの性犯罪などの厳罰化につながっているように思います。

● 〇六～〇八年の裁判員裁判対象事件＝裁判官裁判

裁判官裁判で審理していた〇六年から〇八年の裁判員裁判対象事件の判決です。注目は〇・六％の無罪率。先ほど裁判員裁判の無罪率は〇・四％でしたから、裁判官裁判のほうが高い。

ただ、これには裏があります。

● 起訴率（公判請求／通常受理）

「起訴率」と僕は呼んでいるんですが、警察から送られた容疑者のうち、何人が起訴されたかというデータです。ご覧のように、二〇〇六年の殺人は四〇・六％だったのですが、昨年は二五％になってます。強盗致傷も〇六年の三八％が昨年は二一％。次の強姦致死傷、これも六三％が三八％に、非常に起訴率が下がっています。グラフにすると、こうなります（スライド略）。

検察は有罪判決を得られる高度な見込みがある場合に限って起訴するという、基準でずつとやっています。これは裁判員裁判でも変わらないと言っています。ということは、裁判員が加わったことで見込みが変わったわけです。たとえば殺意。これを立証しないと、殺人罪は成立しないわけで、これまでは裁判官と、あうんの呼吸とでもいうような感じで認定されてきたのですが、裁判員を納得させる殺意の立証が必要になりました。集めた証拠では、裁判員を納得させる立証できないとなると、殺人ではなく、傷害致死で起訴することになります。

起訴率の低下にはこうした背景があり、先ほどの裁判官裁判より無罪率が低いのも、起訴が慎重だからだと思います。以上です。

2. 裁判員制度によって刑事裁判はどのように変わったか
司会（中川） ありがとうございます。さて、知識を共有して

いただいたところで、2の議論に入りたいと思います。「裁判員制度によって刑事裁判はどのように変わったか」であります。実際に裁判員を経験されました田口さんから基本的な報告をいただいて、その後、全員によるディスカッションに移りたいと思います。では、田口さんお願いします。

【田口氏による報告】

「裁判員制度によって刑事裁判はどのように変わったか」というお題をいただきまして、いくつか論点を挙げたんですけども、仰々しくも資料にレジュメというものを付けさせていたんですが、とくに時間の関係もありますので、重点的に二点だけ取り上げたいと思います。

論点1. わかりやすい裁判になったのか（以下、後掲「レジュメ⑪」参照）

まず、「わかりやすい裁判になったのか」という疑問について、当初から「見て、聞いて、わかる裁判」というふうに裁判員裁判の特徴的な、象徴的な言葉として使われていますけども。従前、書類による証拠が中心で、法廷ではそれを読み上げるだけ、読むだけというのがあったのですが、裁判員制度導入にあたって、直接、証人あるいは被告人に聞いて、直接聞くという直接主義に転換していかなければいけないということで、その裁判員に対してわかりやすくするためということで、検察官・弁護士・裁判所も、そのわかりやすくするための

工夫というのを、研鑽を積まれているんだと思います。たとえば、法律用語、あるいは専門用語をなるべくわかりやすい平易な言葉にするとか。あと、今しがた竹田さんも使われておりましたパワーポイントなどを駆使するとか。初期の頃はアニメーションとかもあったということも聞いております。

ただ、私がそこで「うん？」と思ったのが、「わかりやすいって何？」というのがありまして、とくに私はアナログ人間なのでパワーポイントというものが全然納得できないと言うと変な言い方ですけど、腑に落ちなくて、実際自分の裁判のときも、弁護人も検察官も両方ともパワーポイント使っていらいしやいましたけども、はつきり言っただけがわからなかったというのが感想なんです。パワーポイントというのはやはり文明の利器で、「要点を簡潔」に示して、その「補足を口頭で説明」することによって理解を深めるというよりも、イメージを掴みやすいものにするものだと思うのですけれども。

ただ、それで理解したイメージというのは、ただ、それを見て感じたその人の主観ではないかと。「客観性や相対性に欠けるのではないか？」というのが、私が実際の体験から思ったことなんです。たとえば、先ほどのパワーポイントで、最初の候補者登録通知はどこからくるかと言われて、皆さん覚えてますか。知つてるところでなくて覚えてますか、と言われてもわからないですよ。たぶん先ほどの竹田さんの説明すくくわかりやすかったので、全体的には何となくわかるのですけれども、細かいところ、そういうところまではわからないのです。わか

ったつもりになっちゃっているのではないかということの危険性です。

裁判員がただ「見ただけ、聞いただけ」で、わかったつもりになっているのではないかと。それはすごく事実認定という、人様の人生を決めるときにあたって、そういう何となく感覚で掴んでしまつて判断するのって大丈夫なのかという、危険性をすごく感じまして、実際評議のときにそうでなければ、考えること、思考を奪つてしまっているんじゃないかな逆に、というのがすごく経験からも怖いなど。とにかく「見て、聞いて、わかる」ではなくて、「見て、聞いて、考える裁判」でないと、裁判員裁判というものは、今後ちょっと、足元ぐらついていくのではないかなと。端的に言うとな、何でも口頭直接主義は一方ではすごくいいと思います、直接聞くというのは直接感があつて、それは評価できると思うのですが。それに傾斜していくことの危険性が、たとえば、先ほどのパワーポイントも、皆さんの手元にある資料から、いま確認すれば最高裁判所から登録通知くるんだなというのはわかります。そのように補完する意味で、資料といいますか書証、書面はある程度必要なのではないかというのが至った結論なんです。

ポイントとしては、何を聞いてもやはり「正しく見て聞かないといけない」。ただ、見て、聞くのではなくて、正しく見て聞くためには、「正しく知る力」が必要なんじゃないかなと。これは法律知識とか司法リテラシー、そういった部分とは全然次元が別で、ただ、裁判員として感情を交えずに、冷静に客観

的に法廷で見聞きする能力というふうに言えるのではないかと。これは専門的な知識とはまた別次元のお話ですので、それは別に法学とかそういうのを勉強しなくても、その人の考え方で、身の持ち方で持てるものですので、そういった「正しく知る力」というのが、われわれ参加する市民には求められるのではないかなと。そうすることで結果的に「正しく考える」ことができるというふうに思いました。そもそもそれには「公平・公正な証拠」でないといけないと思うのですが、これはひとつの課題だと思います。

論点2・裁判員と裁判官の協働はうまくいっているのか(以下、後掲「レジュメ」^⑫参照)

実際川田さんもおみえになっているんですけども、評議室、あるいは公判で裁判員は裁判官と一緒にその法廷に臨んで、評議に臨むわけなんです。

あくまで私の個人的な感想というか、私見になるんですけども、裁判官というのは前例、判例に従うというのでしょうか、異例の事態というものを好まないと言ったら語弊があるのかもしれないんですけど。それに対して裁判員の場合、それがはじめての刑事裁判になりますので、はじめての判断者になりますので前例経験がないです。よく言われる「量刑データベース(量刑検索システム)」に対しても、コメントとしてこれは吹き出しになっているんですけども、どの裁判とは言えませんが、実際に出てきた言葉です。裁判員側からはこういった量刑

データベースの過去の判例というのは、あくまで参考にはなるけども、それじゃ自分たちが参加した意味がないじゃないかと、自分たちで判例作るから裁判員裁判じゃない、と。これは是非もあるんですけど、そういう発言。それに対する裁判官の発言ではないですけども、裁判官は「皆さん厳しいですね」と、聞こえないようにつぶやいたんです、どの裁判官かわからなうか。そういう感想を双方で持ち合っている。

他方、裁判官のほうも、これは私の私見ですけども、専門家としての自負というのが、法衣をまとっている以上は威厳を持つというのはある程度大事なことだと思うんですけど、それに対して裁判員が不必要に萎縮してしまっているんです。やっぱり法律に関わったことがない一般市民は、裁判官って偉い人という、すごいイメージがあります。博識でいろんな法律判断をしているという、偉い、近づきたい人というふうなイメージがあるんですけど。たぶんこのあとご発言いただくと思うのですが、川田さんのお話聴いてわかると思うのですが、法衣を脱いでいると、ちよつといろんなこと知ってる普通の人なんです。裁判官って別に特異性はありませんので、ないはずなんです、そういう誤解もありつつ、最近もそうだと思うんですけども、裁判所が裁判員を過度にお客様扱いしている状況が、ちよつと言葉が合ってるかどうか、適切かどうかわからないですけど、勘違いを生み出しているのではないかと。私たちが特別な人ではないかって、私たちって偉いんじゃないかっていう、そういう勘違いがまたその溝を深めてしまっている結果に

つながっているのかなというふうには思うのですけれども。

そういった流れのなかで、裁判員の判断ではなくて、「意見や考え方」というものを重視する傾向が、正直危惧するところではあります。端的に言うところ「お互いに不必要な誤った先入観」から、遠慮し合って、チグハグになっているのが、この間の俯瞰した形なのかなというふうには思っています。裁判が終わったあとに、裁判官も交えて裁判員とみんなで、打ち上げとして飲みにいったりという裁判体もあるんです。同窓会ですね。そういう部分もありつつ、だから両面あるんだと思うのですけれども、これは私の視点から言うと、そもそも専門家と素人という段階で、住んでいる領域というか、階段の段が違いますので、お互いに一段ずつ上つて下りて、近寄り合えばいいんじゃないかなと。裁判員、あるいは一般市民の方からすると、刑事裁判は自分には関係ないというのではなくて、ある程度刑事裁判の原則だったりとか、そういう基本的な知識は身につけていただいて臨んでいただくということで、裁判官の思考というのも少しはわかるようになるかと思うのです。たとえば、そういうような形でお互いに歩み寄るという「信頼関係の構築」が大事なのではないかなと思います。

以降、時間もありますので、論点3以下（後掲「レジュメ⑬」参照）はお読み流しただけだと思いますので、簡単に二点だけ挙げさせていただきました。

司会（中川） ありがとうございます。いまの田口さんの報

告を基調に議論していくのですけれども、まず前提として、いくつかのことを確認しておきましょう。論点1のほうで「見て、聞いて、分かる裁判」というフレーズが冒頭に出てきましたけれども、これは裁判員裁判を成功させるための一つのスローガンとして用いられてきたものです。一般市民が参加されても、その裁判が訳のわからないものとすると、ただちに裁判員裁判は崩壊しますので、訳のわかるものにするために法律関係者は非常に努力をしてきたところなんです。そのような背景を前提にいまの田口さんの報告があつたのですけれども、まずはちょっと溯りまして、「見て、聞いて、わかる裁判」というのはそもそもどういうもので、その実現するためにどのような努力をしてきたのかということ、法律関係者から簡単に説明していただきたいと思っています。川田さんから、そして、補足で名倉さん、宮村さん、お願いします。

川田 まず「わかりやすい裁判」について、田口さんから問題提起がありましたので、その点について考えているところを述べさせていただきます。

裁判員にわかりやすい裁判とは、公判審理における意見や、証拠の意味、内容について、裁判員に正しく理解できること、これを意味するものと考えています。「わかりやすい裁判」、あるいは、いまありました「見て、聞いて、わかる裁判」というスローガンは、これまでの法廷における意見や証拠が、法律専門家ではない人にとって難解であつたことの反省から出てきたものです。まさに田口さんが指摘されるように、裁判員が正し

く知ることができるような審理をしようという意味になります。

言葉を言い換えれば、的確な心証を得ると、そういうことができるようにすることになります。もとよりそのようにして正しく理解したうえで、考えることは当然必要なことです。そうでなければ判決の内容も決まりません。法廷での様子を見聞きしていれば、判決の結論について考えなくても自然にわかるということは、実際のところ目指されてはいないというふうに思います。実際、公判審理のあとに段階で、必ず評議が行われますけれども、これはほかの人の意見を聞いて、自分の意見を決めるところ、そういう場になるわけです。このような意味でのわかりやすい裁判を目指して、裁判所と検察官、弁護人は、公判前整理手続において主張を整理して、真に争点とすべき点を明確化し、証拠も真に必要なものだけを取り調べるということに取り組んできたものと考えています。また、公判手続においても、検察官、弁護人はそのような観点から訴訟活動を行っているというふうに認識しています。

この過程で、直接主義の観点からする立証方法としての人証中心の公判審理のあり方という点も問題になりますが、この点についてはまた後ほど述べさせていただきます。

名倉 東京地検の名倉です。とくに付け加えることはあまりないのですが。「見て、聞いて、わかる裁判」というスローガンが掲げられた頃、われわれの立場から見て、裁判員ってどんな方が来られるのかよくわかりませんでした。ポスターなんか

には「市民誰でも参加できますよ」というような意味だと思うのですが、いろんな作業服を着たり、エプロンをした人とか、いろんな人が裁判員なんですよというのがありました。まったくわれわれもそういう感じだったんです。ところがびつくりしたのは、こんなこと言ったら本当に裁判員の方に失礼なのですが、裁判員をされる方についてもすごく能力が高いということがよくわかったのです。

われわれ検察官は評議の場に入ることはできないのですが、あとで裁判官から一般的な感想を聞くと、裁判官自身も評議をしていて、事実認定でハッとさせられることが一般人である裁判員からどんどん出てくるんですと、こういうことを言われることがありました。それで、すごいんだなあと思っていたのですが、今日、田口さんから「見て、聞いて、わかる」じゃなくて、「見て、聞いて、考える裁判」という指摘がありまして、私もちよつと改めて目を覚まさせられたと思っております、非常に素晴らしいスローガンだと思っております。以上です。

宮村 「見て、聞いて、考えてもらう裁判」になるためには、まず、やはり、われわれが理解されやすいプレゼンテーションをする技術を身につけなければいけないと思います。従来は、書面を説得的に書いて、それを公判が終わった後で裁判官に読んでもらうというところに、力点が置かれることが多かったと思います。しかし、裁判員裁判では法廷の中でのプレゼンテーション能力が問われますので、弁護士会としても研修などを積極的に行っています。

また、弁護活動の自身に関わる問題として、「この事件で弁護側はどのような主張をし、その主張がなぜ裁判員・裁判官に受け入れられて、どのようにしてわれわれが求める結論を得ることができるのか」という方針を明確に立てて法廷に臨まなければならぬと思います。とりあえず法廷にいつて、出たところ勝負で、あるいは検察官の立証の様子を見ながらあとで方針を考える、そのような姿勢で公判に臨むことは許されぬと思います。先ほど、竹田さんからご紹介があった裁判員経験者の声の中に、「弁護人の質問の意図がわからなかった」という感想があったと思います。弁護人として反省しなければならぬ点があるとすれば、「とりあえず質問してみる」「とりあえずこう主張してみる」、そのような活動がなかったかを顧みなければならぬと思うのです。

公判前整理手続という準備手続の中で証拠開示請求権が認められて、より多くの情報に接して第一回公判に臨むことができるようになりました。弁護人としては、防御活動の方針と戦略をきちんと立てて、そして、一つ一つの訴訟活動の意味が理解されるだけの準備を立てたうえで法廷に臨むことが重要になってくると思っています。

「ディスカッション」

(1) 「見て、聞いて、わかる裁判」について

司会(中川) ありがとうございます。では、しばらく田口さんが提起された論点1の各論といいますか、細かい点について

パネリストの間でフリーディスカッションに移りたいと思います。

従来「調書裁判」とも呼ばれてきた、書面、つまり、紙に文字で書かれたものが証拠の中心だった裁判がわかりにくいというところで、証人尋問や被告人質問中心、つまり直接に被害にあった人や、目撃者や、罪を犯したかもしれない人が、直接法廷で語り、それを聞くというものになってきました。もともと、その改革が滞ってきたという批判が少し前になされ、また最近、再び人証中心といいますか、口頭主義が強調されつつあるようです。

今回私が田口さんのご報告を聴いておもしろいと思ったのは、わかりやすい裁判のために書証はすべて捨て去るべきかという点、必ずしもそうではないと考えておられることです。人証ですと、ボーツと見て聞いていてその場ではわかる、あるいは、その場で感覚的に訴えてくるものは大なのかもしれないけれども、それで理性的に考えることができるのかという問題提起をされたことですね。そのために、いわば補完する意味での書証というのが必要だという提起をされていますが、この点は一般的にも重要な論点とされていますので、この点を中心にディスカッションしていただければと思います。ではご自由にお手をお挙げください。はい、では川田さん。

川田 それでは裁判官の立場から若干説明させていただきます。「書証のわかりにくさ」の問題が提起されましたけれども、ここではいわゆる「供述録取書」と言われるものと、それ以外

のものを分けて議論すること、これが有益かなと考えています。たとえば、「実況見分調査」等の客観的な証拠などにつきましては、書証の方が適切なのところがあるので、写真や見取図などのこれらの内容をまとめた、いわゆる「統合捜査報告書」という形で呼ばれておりますけども、そういうものであるとか、こういう証拠の一部を証拠とした抄本が作成されております、まさに正しく知るための当事者の工夫がなされているところ です。証拠調べの際にも、そういう証拠については、当事者によって適切にその内容が説明されていると考えています。

そこで供述録取書の取り扱いについてお話しさせていただきます。裁判員法施行前の段階では、先ほどの意味での「わかりやすい裁判」を目指すという観点から、公判審理は書証中心ではなく、人証中心で行うのが望ましいというのが関係者の共通認識になっていたと思われま す。その一環として、たとえば被告人質問を先行させて、事件の内容を被告人の口から語ってもらい、不要になった被告人の供述録取書は撤回するという運用がとられるようになりました。

しかし、被告人以外の人の供述録取書については、法廷で心証を取るために全ての内容を出すということで、これを延々と朗読していくような審理、これが目につくようになってきました。そのような審理では裁判員も結局疲れてしまつて、裁判官としても供述録取書の朗読を聴くよりも、供述者の証言を聴くほうが、正しく考えるために正しく知ることに資すると、身をもって感じるようになってきました。

その供述録取書との比較で、人証、要するに証人尋問ですね、この効用を考えてみますと、簡単に三点ほど申しますが、一点目として、情報の取得のしやすさ。それから二点目として、印象、記憶への残りやすさ。それから三点目として、事件の真相の把握のしやすさという利点があります。人証であればわからないところがあれば、直接目の前にいる証人に確認することができま すし、そもそも刑事訴訟法自体、人証、これを原則とした枠組みにもなつています。このように人証によれば裁判員が事件の実態を正しく実感をもって把握することができ、すなわち、的確な心証を得ることができるといふことになるわけです。また、延々と書証を読み上げられる審理に比べて、裁判員の公判での負担というのでも軽減されるというメリットもあります。そうすると裁判員裁判においては、自白事件であっても、事件の重要な部分、たとえば、犯情等について争いのある部分であるとか、量刑の根幹となる行為責任を基礎づける部分については、人証で立証するのが望ましいのではないかというふうに考えているところです。

宮村 川田さんから指摘がありましたように、すべての書類について一律に考えるのではなく、書類の性質によって異なってくる点はあると思います。現場の状況についての実況見分調査のような客観的な書類であれば、書類を証拠として取り調べることがわかりやすいこともあると思います。

しかし、他方で、誰が、何を見て、どのように考えているかを審理するに当たっては、やはり、その本人から直接話を聞く

のがいちばんわかりやすく、得られる情報量も多いと思います。

私自身の経験の一つ申し上げます。犯罪の成立に争いがない事件で、被告人の家族に今後被告人とどのように付き合っていくかを証言してもらいたいと考えて、家族のうち複数名の証人尋問を請求しました。そうしたところ、裁判所から「時間の関係で証人は一人だけにして、その他の方は嘆願書でませせたらどうか」と言われました。しかし、私は、家族の顔を見てもらいたい、緊張しながら証言しているその姿を見てもらいたい、そうやって本人が法廷に来てこそ伝わることもあるのではないかと思います、証人尋問による立証にこだわりました。実際に証人尋問をやってみて、やはり書類を私たちが代わりに読み上げるのでは伝わらないことがあるということを、改めて実感しました。

もちろん最終的にはケース・バイ・ケースだと思います。ただし、弁護人の立場で「この情報はきっちり伝えなければならぬ」と思ったときには、やはり直接体験した方に法廷に証人として立つてもらって、その方の証言を直接聞くのが基本になると思います。

名倉 東京地検の名倉です。検察官の立場からその問題についてお答えさせていただきますと、やっぱりケース・バイ・ケースと言わざるを得ないと思います。川田さん、あるいは宮村さんの言われること、そのとおりだと思います。

ただしですね、証人ということになりますと、この証人とし

て法廷に出てきて証言されるという方にも、それなりのご負担があります。こんな例をちよつと皆さんにも考えてみていただきたいのですが、たとえば、山梨県内で東京を拠点とする強盗団による強盗が相次ぎました。けがをされた人がいます、そのけがをされた人の事件については、五人が起訴されました。いろんな余罪があったりとか、認めている者がいたり、否認している者がいたりということで、五人全員がバラバラに審理されることになりました。

その事件について、山梨にお住まいの被害者の方に、五回それぞれ法廷に出てきていただいて、証言いただけますでしょうかということをお願いしたときの被害者のご負担、しかも全部平日にお願いします。ということを考えてください。否認事件で、被害者の調書が弁護側により不同意にされている、これはもう証人尋問は避けられませんという場合だけでなく、自白事件で被害者調書を弁護人も同意しているといった場合にまで、はたしてそれだけのご負担をかける必要があるのか。そういう面からも証人尋問の必要性というものを、ケース・バイ・ケースで判断していきたいなと、検察官としては思っております。

竹田 お聞きになったように、私は「調書論争」と呼んでいるのですが、いま裁判所と検察の間で大きなテーマになっています。実は、名倉さんも少しおっしゃいましたけど、制度が始まる前は裁判員の力、能力をとて過少評価していたんだと思います、法曹三者の方は。制度を紹介するパンフレットも漫画

ですし、「見て、聞いて、わかる」なんていうのは、人によっては、小バカにされているような気がするかもしれません。

ところが、実際にやってみると、裁判員の能力は非常に高い。これは先ほど申し上げた辞退率五七％のマジックで、どうしてもやりたくないという人とか、やったら倒れそうだとか、そういう人たちの辞退をどんどん認めているわけで、結局、やってもいいという人や、やりたい人が裁判員になっているわけです。自分の利害にかかわらない、公の仕事を、選ばれたからやってみようかと思つてやってくださる方のレベルはとも高いいと思います。

そうなると、しめしめとばかりに、以前のような裁判ができるのではないかと考えたわけです。先ほど「調書裁判」という言葉が出ましたが、裁判官裁判では、検察が作成した詳細な供述調書を読み込んで、詳細に事実を認定していました。「精密司法」とも呼ばれていましたが、実はこれ「検察官司法」なのだと思います。起訴の権限を持っていて、先ほど言ったように、有罪判決を得られる高度な見込みがないと起訴しない、自分たちが作った調書で事実認定される、起訴すれば九九％有罪。これは検察官の証拠評価や心証を裁判所が追認しているようなものです。

それが裁判員裁判になると、検察にとって大事な調書が少なくなつて、証人で立証することになった。裁判所が証言を聞いて、検察側の主張を評価するという、本来の形になりつつある。今回の調書論争の背景にはこうした事情があると思います。

す。最高裁長官が今年の年頭の言葉で「自白事件で供述調書の利用が増加し、口頭主義、直接主義から離れた運用が広がっているのは深刻な問題だ」「直接証人の話を聞くことの必要性を考えなさい」と注意し、その前後から裁判所は、自白事件でも重要な部分は証人で立証するよう検察側に働きかけているようですが、調書論争の背景には、刑事裁判のあり方をめぐる重大な問題があるように思います。

田口 すみません、ちよつと話、そもそのあれに戻ります。裁判員制度によって刑事裁判、全体がどう変わったのかというところが、僕個人的に知りたいところで、裁判員裁判によつて人証であつたり、書証を省いたりして、わかりやすくなつたというふうに先ほど川田さんおっしゃられていたんですが。その裁判員裁判導入前、その裁判官の所感としてはやはりわかりにくかつたのか、裁判員裁判が始まったことによつて裁判官にとつてもわかりやすくなつたのか。と同時に、刑事裁判全体で言うところ、いま裁判員裁判ではない職業裁判官のみの裁判も、やはり同様に人証を優先したりとか、いわゆる直接主義のほうに風は向いているのかというのは単純にうかがってみたいですね。

もう一点、宮村さんがおっしゃられたように、直接というものはものすごく大事なことだと思います。先ほど川田さんがおっしゃられた実況見分調書では、現場はたしかに客観的にわかるかもしれないのですが。これに、たとえば特化して言うと、実際に現場にいったほうが絶対にわかります。自分の務めた裁判

のときも実際に個人的に現場に行きましたから、あるいは傍聴していた裁判も、現場にいくと法廷でやつてることと現場の状況って、大きな齟齬があったりするんです。それは現場を見ないことにはわからないことです。ここの部分について言うと、現場で直接というのが一番わかりやすいとは思いますが。ちょっと話逸れてすみませんが、川田さんに、従前と現在と、それから裁判員裁判以外に、裁判の全体において変わったのはどうのをうかがいたいです。

川田 いまの点ですけど、たとえば、書証の關係について従前の裁判官による裁判では、どんな形で動いていたか、そこをまず説明したほうがいいかと思います。従前は公判廷ではどういう証拠調べをしていたかという点、書証の取り調べとしては、その要旨を告知するという形で、内容をまとめて要点を検察官に説明してもらう、そして、法廷から裁判官室に戻って改めてその供述録取書を裁判官が読み直すわけです。そういう形で証拠調べを行ってきたということになります。そういうものと比較しますと、先ほど言ったような裁判員裁判で行われているような証拠調べ、人証を中心とした証拠調べというのはかなり違ってくるものになって、ここは理解しやすくなっていると思います。

基本的にそういう証拠調べのあり方、証拠方法としての人証の優位性といえますか、そういう点では裁判員裁判、裁判官裁判に共通する部分があるというふうに思っています。従前、たとえば、争いのある事件で、弁護士が書証を不同意として、証

人を調べるといようなケースで、場合によっては一部同意にしてもらって、書証を一部調べて対応をしていたことがあったと思いますが、そのあたりをどうするかということもあります。いま、裁判員裁判についていろいろ検討を進めています。裁判官裁判についても、必要があるものについては、当然人証で調べるべきでしょうし、実際そのような対応がされたりもしているところです。

それから、いま、人証の關係で、それが正しく伝わるのかどうかというところが一つポイントになっているかと思うのですが、やはり否認事件ではなくても、裁判員が判断の前提としての確かな心証を得るために必要な場合には、人証によるべきということになります。この点については、たとえば、こういう例が考えられると思うのですが、会社の仕事などの裁判と關係ない分野でも、まず相手に会ってみるものの有用さ、これは指摘されているのではないかと思います。警察とか検察、それから弁護士も人の話の内容を理解して、信用性を判断するためには、会って話を聞くこと、これが最も有効だと考えていると思うのです。そうすると最終的な判断の場である裁判の場においても、まさに裁判の場だからこそ、ポイントとなる人については判断者が直接会って話を聞くべきだというふうに考えているところです。

先ほど、名倉さんのほうから証人の負担の話が出てきました。その点についてですけど、証人になることによって二次的な被害が懸念されるような、性犯罪の被害者などについては、

その慎重な検討が必要になることは当然のことというふうに思っています。この点は長くなりますので、とりあえずここで切りま

す。

司会（中川） 私からも、川田さんに質問よろしいですか。田口さんの最初のご報告の中身と少し関連するのですが、たしかに証人や被告人が自らの口で語る、それを直接聞くというのは非常に印象深いですし、わかりやすいでしょう。それは私にも納得できるんですけども。しかしながら、とくに否認事件の場合に証人や被告人の供述が信用できるのかできないのかというようなことを評議の場で議論する際に、公判で得た情報を細かい点まで記憶して、その記憶を保持して議論すること、が、はたして十分にできるのでしょうか。曖昧な記憶や曖昧な印象に基づいた議論に終始するのでは非常にまずいと思いますし。先ほど竹田さんの講義の中にありました裁判員の感想もそうだけれども、「何かよくわからなかったけれども、わからなかったので評議の部屋で、内容を裁判官に教えてもらって」ということになる、証拠に基づく裁判というよりも、裁判官にレクチャーしてもらった内容に基づく裁判ということになりますから、かなり危険な面もあるのではないかと。このような点について、実際に問題が生じたケースや、問題が生じないように裁判官たちが工夫されたりすることというのはありますか。

川田 いまの中川さんの指摘は非常に重要で、評議の前提として証拠の内容をきちんと押さえておく、これは当然の前提になります。そこで、証拠調べ済みの証拠の内容について記憶が

曖昧になっていくこと、これはしばしばあることだと思えます。これは田口さんもたぶんそういう経験があったと思うの

すけども。

この点は、証人尋問、被告人質問といった、法廷で語られる場合の話が問題提起されてましたけども、実際に感じているのは、証人尋問よりも供述録取書の朗読のほうが、記憶に残りにくい傾向にあるかなということです。ただ、証人尋問にしましても、供述録取書の記載内容にしましても、記憶が曖昧になった場合には、当然証拠に当たってその内容を確認するようにしています。証人尋問、被告人質問の内容につきましては、一つは、映像や音声と同時に記録した記録媒体がありますので、曖昧なところはそこを再現して、ちゃんともう一回確認して議論をしたり、あるいは、各自適宜手控えを取ってますので、それを参照しながら議論することもあります。裁判員の方には熱心な方もいて、かなり詳細に、こちらが取ってくださいというつもりはないんですけども、手控えを取られている方もいて、的確に正確に証言内容を再現されていることもありました。

司会（中川） ありがとうございます。この点についてもう少し議論したいのですが、すでに予定している時間が超過し始めておりますので、次の話題に移りたいと思います。

さて、「見て、聞いて、わかりやすい裁判」に関連して、何のための証拠かわからないような証拠を次から次へと出すと混乱しますので、非常に厳選された、本当に必要な証拠だけを裁判員に見てもらおうという、いわゆる証拠の厳選という方策がと

られてきております。この証拠の厳選は、公判前整理手続で行われております。公判前整理手続で、証拠を厳選していく実際の過程についても、川田さんに連続して発言をお願いして申し訳ないですけど、簡単に説明していただいたあと、パネリスト全員によるディスカッションに移りたいと思います。

川田 いまの点についてですけども、わかりやすい裁判を目指して、公判前整理手続において主張を整理し、争点を明確化して、調べる証拠も吟味することになります。裁判のために必要な証拠、これが取り調べられるべきであることは当然のことであると考えています。現行の刑事訴訟制度は当事者主義を基本としております。そこで当事者が主張を明確にして、きちんと必要な証拠を見極め、ベストの方法で主張立証して、これを裁判員、裁判官による裁判体が評価するという、そういう枠組みで判断がなされるべきものといえます。

もちろん裁判所としても、争点や証拠を整理していくうえで、適切に交通整理をしていく必要はありますし、たとえば、先日の最高裁判決、最判平成二十四年九月七日ですけども、そこで示されたような、被告人と犯人の同一性の証明に用いることが許されない前科立証がなされようとするような場合には、これはきちんと制限していく必要があると思います。

なお、証拠が足りないという裁判員の方の感想がもたらされることがありますが、こういう感想については二つの類型が想定されます。すなわち一つの類型としては、公判前整理手続における主張証拠の整理の結果、証拠調べが行われなくなったも

の、これが一つの類型です。もう一つの類型としましては、もともと当事者が証拠請求をしていなかったもの、そもそもこれは証拠がないような場合も含まれますけれども、こういう二つの類型が想定されます。実際に裁判員と話をしていると、いま言ったあとのほうの類型ですね、もともと当事者が証拠請求してなかったもの、証拠がないと思われるようなもの、これについて問題にしていることが多いように感じるところであります。この点はきちんと区別したうえで議論する必要があると考えてます。

司会(中川) 川田さんから説明をいただきましたが、実際に公判前整理手続でさまざまな活動をなさる当事者であります検察官や弁護士の方々は、どんなことを感じていらっしゃるか、お話しただければと思います。

名倉 東京地検の名倉です。証拠の厳選ということにつきましては、当事者であります検察官は非常に気をつけております。先ほど川田さんのほうからありましたが、客観的な証拠については、裁判員裁判が始まる前は、実況見分調書、検証調書、報告書という証拠を、ブルーファイル何冊にもなるようなくらい、裁判所に提出するというようなことが多々ありました。殺人事件ということになりますと、それだけで記録がブルーファイル何冊も積み上がる、これがわれわれ検察官は当たり前だと思っておりました。ところが、今はまったく違います、先ほど川田さんからありましたように、統合捜査報告書とか、あるいは、抄本化という対応をしています。統合捜査報告

書というのは、複数の証拠の中から検察官が必要と思う部分をピックアップして、一つの報告書にしたものです。それから、抄本というのは、たとえば一〇〇ページぐらいあるような厚い実況見聞調書のうち、本当にこの殺人事件について立証するために必要なところを検察官がピックアップして、一〇枚ぐらいの書類に薄くすると、こういうような方法です。これは裁判員裁判が始まるまではなかったことです。

問題なのは、裁判員の経験者から、もっと証拠が必要ではなかったかという意見が聞かれることです。実は今年の四月に私が東京地方裁判所で立ち会った強盗致死傷事件がありました。その事件の判決の翌日の新聞を見ましたら、私が担当した事件について「証拠が少ない」という裁判員の意見が載っていました、厳選とは言いながらそれなりの証拠を出したつもりだったんだがなと思ったことがございました。

最近になって私を感じているのは、やっぱり厚くするところと、本当に厳選をしなければいけないところを、われわれ当事者がしっかりと分けなければいけないという思いです。たとえば、自白事件であれば、この人にどういう刑を科すのが大事なのかということに焦点を当てて、いわゆる情状といって、被告人にとっていいこと悪いこと、諸々の事情の証拠なのですが、こういったものは厚く出すとか。あるいは、否認事件で私は人を殺していない、その現場にいなかったというのであれば、その人がその現場にいたという証拠をできるだけ厚く出す。そうすることによって裁判員は判断をしやすくなる。われわれは、

そういったところの証拠まで厳選しなければいけないと誤解していて、裁判員の方に本来必要な証拠を提出しなかったのではないかと思っているところです。もっとメリハリをつけた厳選をしたいと考えております。

宮村 これまでの話にも出ているように、証拠の厳選といっても、もちろん判断に必要な証拠は調べなければならぬことが大前提だと思えます。「証拠を減らす」ことありきではなく、どの証拠で何を立証する必要があるかを予め明確にしたうえで証拠調べ請求をすべきことが、当事者の責務として課せられているということだと思います。

従来、そのことが弁護人にとっては容易ではないことがありました。なぜならば、第一回公判を迎えるに当たって、検察官が証拠調べ請求をしない証拠の開示を受ける権利が法的に保障されていませんでした。また、第一回公判のあとも、検察官がどのタイミングで、どのような証拠を追加で出してくるかが、手続的にはつきりしませんでした。検察官があとになって追加で証拠を出してくるかもしれないからです。そうすると、たとえば、情報量が少なくて判断がつかないから、とりあえずこの点も争っておく、あるいは、検察官がこういうことを言ってくるかもしれないから、弁護人としてもああいうことも言うておく、そのような訴訟活動をせざるを得ないこともあったと思うのです。

しかし、裁判員裁判対象事件は公判前整理手続に付されます。公判前整理手続では、弁護人に証拠開示請求権が認められ

ます。そして、公判前整理手続が終わったあとは、検察官も弁護人も、原則として追加で証拠調べ請求をすることができないことになります。つまり、検察官の主張・立証が第一回公判前に明らかになって、そして証拠開示請求をすることもできるようになったのです。ということは、どういう証拠で、何を立証して、そしてどういう主張でこの裁判で求める結論を得るかという方針を確立して、第一回公判に臨むための条件が整ったと思うのです。そうであるからこそ、とりあえず広めに証拠を出しておく、そして証拠調べが終わってから、必要な証拠を選んで継ぎはぎして最終弁論をつくる、そのような訴訟活動は許されないということを当事者として意識しなければならないのだと思います。

竹田 外から見るとどう見えるかというと、裁判員経験者のアンケート結果にあつたように「説明のわかりやすさ」や「審理内容の理解のしやすさ」が年々低下していることを、やはり謙虚に受け止めていただきたいと思います。この背景には、調書の朗読が多くなっていることがあるのではないかと、最高裁長官も言っています。

一つ言えることは、先ほど田口さんもおっしゃっていました、裁判員の方にとって、直接触れる証拠が重要なんです。調書を読み上げられるより、やはり目の前でその人の証言を聞いて、顔や表情も見て判断したいのだと思います。取り調べの様子を収録したDVDも裁判員の方に好評です。顔や表情が見えるから。直接感があるから。証拠の厳選では、そういう証拠を

選んでいただきたい。

いま宮村さんが証拠開示の話をされましたが、東電女性社員殺害事件では、肝心の被害者の体に残っていた証拠が再審請求審になるまで出てこないということがありました。裁判員経験者の方で、東電事件の報道を見て、自分の裁判では証拠隠しはなかったか、大丈夫かと話す人もいます。検察官には、実は証拠を自由にできる権限があり、この間、フロッピーディスクをいたずらした検事もいました。やはり、捜査機関が集めた全証拠のリストを開示するよう義務づけることが大事だと思います。そうしないと、有権者からアンフェアに見えます。

(2) 「裁判官と裁判員の協働」について

司会(中川) もう少し詰めて議論したいところもあるのですが、時間の関係で次に移りましょう。田口さんの報告の二つ目の論点は、その「裁判官と裁判員の協働」が充実したものになっているかに関するものでした。実際に評議室の中で裁判官と裁判員はどのように議論をしているのだろうかというところが、やはり興味深いわけです。そこで実際に評議をされており、または川田さんのほうから、まず、どのような評議がなされているか、それをお話いただきたいと思います。

川田 評議の進行におきまして、裁判員が十分に意見を述べて、裁判体として充実した評議を実現して、裁判員と裁判官の協働を達成できるように、裁判官としてもさまざまな工夫を行っているところです。

評議において意識している点としまして、一点目として、公判審理。評議の全過程を通じて、その内容を裁判員にわかりやすいものとするという点があります。それから二点目としまして、裁判員が話しやすい環境づくりをするということも考えております。それから三点目としまして、具体的な評議の場で、裁判員が発言できるようにする、この三点、この点を留意しているところです。

第一点目は当然の前提ですけども、公判審理が始まった当初の段階から、裁判員に各訴訟活動の意味をきちんと説明して、その裁判員の疑問に丁寧に対応するようにしています。

それから、先ほど述べた二点目の関係では、裁判員は、やはり裁判手続にはじめて関与しておりまして、しかも周囲は初対面の人ばかりという状況に置かれていることを念頭において、休憩時間等には、裁判官のふだんの仕事ぶりですとか、刑事裁判の状況なども説明して、裁判員の持っている裁判に対する関心等に丁寧に応えるようにしています。

それから、三点目の関係では、裁判員の発言の内容を、これを的確に裁判官としても把握したうえで、適宜裁判員に発言を求めたり、問題提起をしたりすることによって評議を活性化するというようにしています。

なお、評議で司会を担当する場合はもちろんですけども、それ以外の場合であっても裁判官が述べる意見が、裁判員に対する押しつけと受け取られないように、発言の仕方については私自身気をつけています。ただし、議論が検討すべき論点から

ずれてしまっているような場合であるとか、証拠に基づかない議論をなされているような場合には、これは早めに指摘するようにしております。これまでの経験では、公判前整理手続できちんと争点が整理されて、公判審理で当事者がそれにしたがってかみ合った主張立証活動を行って、評議に入ったというようなケースであればあるほど、司会役の裁判官としては、当事者の主張を指摘して、評議を進行させることができますから、争点に集中した充実した評議が円滑に行われているかなというふうに感じます。

このように裁判官としては裁判員との評議を誤導したり誘導したりしないように、つねに意識しているところですが、当然裁判員に対して必要な法令を説明したり、自らの意見を述べる責務、これがあります。したがって、裁判官も評議においてはきちんと自らの意見を述べるべきであるし、そうなっているものと思っています。

司会(中川) この点について、他のパネリストの方、コメントをすることがあるでしょうか。竹田さん。

竹田 経験者アンケートには「評議における議論の充実度について」という設問があります。これはあまり下がってはいません。一定の充実感をもってやられているのだと思います。ただ個別にお話を聞くと、量刑検索システムで似たような事件の裁判例を出され、田口さんのさっきのレジュメにあったように、それ自体を誘導と感じる裁判員の方も結構いらっしゃる。

いま川田さんは「誘導しないように気をつけてます」とおっしゃってましたけど、逆に遠慮しすぎてもいけないように思います。裁判官が退きすぎると、裁判員だけの議論で裁判例からかけ離れた判決も出かねません。この間、大阪地裁で求刑を四年上回る判決がありましたし、逆に弁護人が「懲役五年が相当」と言ったのに、懲役二年の判決だったこともあります。幅があることは悪いことではないですが、限度があると思います。

あと刑を決めるときには、その犯罪行為に見合った刑をまず決めて、被告の事情とか被害者の事情をふまえて、重くしたり軽くしたりするというやり方、これが裁判員によく理解されていないように思います。経験者の方と話していて、そう思います。評議の難しさ、これはすごくあるので、守秘義務にさわる範囲で、田口さんに評議を思い出してもらったかどうかと思うのですけど。

田口 無茶振りをされたんで、守秘義務に触れない範囲で評議の。そうですなえ、じゃあ私の個人的な感想で。川田さんを前に言うのもあれなんですけど、その議論において、絶対裁判官には負けないぞと思ってました。で、だからといって聞き入れないのではなくて、裁判官のお話、それはもちろん専門家、法律家としての、また経験則も含めてでしようけれども、そのお話はもちろんきちんと耳を傾けます。納得するところは納得します。けれども、ただ、やはりおかしいところはおかしいと。いちばん私が、強いて納得いかなかったのは、そ

れこそ被告人にもう一回聞きたいですとか、もちろん現場にも行ってみたいですし、というのを聞き入れられなかったことが私はすごい不満でした。なので先ほど、自分で現場に行ってきた、また、被告人へのもう一回聞きたかったことというのは聞けなかったですけども。あるいは、証人に対してもそうなんですけれども本当は、というようなところでしょか。これたぶん守秘義務大丈夫だと思います。

川田 いま田口さんから、証人尋問と被告人質問、直接もう一回聞きたいという、そういう話がありましたけれども、たとえば、証人尋問とか被告人質問については、再尋問とか再質問の必要性が生じる事態が起きないように、証拠調べの順番などあらかじめ工夫しています。それから、私たちの場合には、証人尋問が始まる前に、裁判員に、尋問が終わると証人は帰ってしまうので、聞きたいことは聞いておく必要がありますよというのを注意喚起して、聞きたいことを忘れないようにするためにどうしたらいいかということをアドバイスしたりも必ず行っています。

ただ、本当に再審問とか再質問の必要性があつて、そうしなければ判断ができないというような事態が、例外的に起きる場合があります。この点については言い切れない、これはそのとおりだと思います。この点について、あらゆる場合について再尋問等を実施しないという方針を裁判所が決めていっているわけではありませんので、その点は誤解なきようお願いします。

それと、量刑検索システムの指摘があつて、これだけ説明よ

ろしいですか。量刑検索システムについては、この会場には学生の方もいらつしやと思いますので簡単に言及させていただきますけれども、データベースでその罪名を選んで検索条件を入力すると、量刑の分布の状況、これがグラフになって出てくる、こういうものです。量刑については法が予定する行為責任の原則を基本とした考え方がありますので、裁判官は裁判員に對してこれについて説明しています。その際にこれまで同様の社会的類型の事件が、量刑上どの程度のものでとされてきたかを把握しておくことも、これは必要なことです。同じような行為をしながら裁判体によって量刑が大きく異なるということは、公平の観点からどうかということもあります。ただし、実際の量刑はその量刑検索システムの検索の結果から、一義的に導かれるものではありませんし、目安としてのものであるということとも併せて説明します。

なお、先ほど竹田さんのほうから、行為責任を含む量刑の決め方について、裁判員経験者が、説明不足という印象を持たれているという指摘がありました。その点に関する裁判官の説明は非常に重要であると考えてますので、さらにその点は検討させていただきますと思います。

司会 **中川** ありがとうございます。時間が押しているにもかかわらず、どうしても質問したくなってしまうのですが、裁判官は、何かすれば「誘導してるんじゃないか」と怒られる。そうではなくて裁判員の意見を尊重しようとする、と「腰がひけている」と批判されて、あちらを立てればこちらが

立たずという厄介な立場に置かれていると思います。判決書を書くという場面でも同じような力学が働くのか、ということに関心を持っております。

評議・評決の後、その後判決書を裁判官が書くことになりました。その判決理由に何をどう書くかは、基本的には裁判官の裁量に委ねられております。さて、裁判員裁判の判決書の中には、普通の裁判官だったら書かないようなことがたまに書かれます。たとえば、「いまの少年法の規定は刑の上限が低すぎると思うのだが、法律には従わざるを得ないから、そのマックスで量刑するけれども、これはまったく理不尽であるから速やかに法改正すべきである」とか、そういう立法提言まで含めて判決理由が書かれたりするわけです。これはたぶん裁判員の人たちの強い要請によって書いたものだと思うのですけれども。普通だったら判決理由に書かないようなことを、裁判員がぜひ書いてほしいというようなことがあるのかどうか。そういうときに裁判官は、どういうスタンスで、その要請に応えるのか、あるいは応えないのか。この点についてお話しただければと思うのですけど。

川田 私は個別のケースにはかかわっていませんし、具体的な事件の關係では述べることはできませんけども、一般論としては、まず評議の場で裁判官としては、先ほど述べましたように、きちんと言うべきことは言う、そういう責務を負っているというふうに考えています。それで判決書に書く内容なんですから、これもきちんと裁判員と裁判官が評議をして、そこで載せ

るべき要素というのを議論したうえで、その評議の結果を反映させるものとして判決書を記載しているところです。したがって、そういうふうになんと裁判官と裁判員が評議で議論をして、判決書に載せるという内容を確認して、それで記載する、こういうことは言えるかなというふうに思います。この程度でよろしいですか。

司会(中川) 一般論としては、判決書に書かれたことというのは、裁判員に押し切られたというよりは、裁判官が積極的に同意して書いたというふうに、われわれは認識してよろしいですか。

川田 もちろんその決まり方については、最終的には、たとえば意見が分かれた場合には、その評決のルールがありますから、それに従って出された結論、それを記載することになります。その結論に至るところで評議の中で議論した内容を、判決書に書くと、そういうことになるかと思えます。

司会(中川) ありがとうございます。

3. 裁判員制度が刑事裁判以外にどのような影響を与えたか
司会(中川) さて、残された時間はあと二〇分という状況になってしまいました。そこで大胆に今後の進行を考えねばなりません。次に予定していたのは、「裁判員制度が刑事裁判以外にどのような影響を与えたか」、つまり、職場環境とか、さまざまなところで裁判員制度がどのような影響を与えてきたかについてお話しただこうと思っていたのですが、時間がござい

ません。たいへん恐縮ですが、報告を予定されておりました竹田さんと田口さん、大胆に全面カットしてよろしいでしょうか。すみません。

(シンポジウム当日にカットされた、竹田さんと田口さんの報告の骨子は以下のようなものでした)

竹田 アメリカの陪審には、公に参加することで主権者意識を高めるといふ効果があると言われていました。裁判員裁判にも同じような効果はあると思いますが、辞退を多く認めているのは、その面ではマイナスです。またアメリカの陪審研究をふまえると、できるだけ広い層から裁判員を選べば、多様な有権者の代表が意見を述べて合議体の質は高まると考えられます。

裁判員を経験し、田口さんたちの LJCC の取り組みをはじめ、親のいない子どものために活動する NPO を立ち上げた方や地域の会合で犯罪をテーマに話している方などがあります。罪を犯してしまった人の多くは、幼少期に親の愛情を受けていない、学齢期にしっかりとした教育を受けていない、社会に出てちゃんとした職がないという三つの要因が共通しています。虐待や体罰、いじめを体験している人もいます。裁判員を経験して、こうした人たちが罪を犯す前に社会が何らかの形で手をさしのべることもできたはずだと考えている人がたくさんいます。保護観察付きの執行猶予の判決が多いのも、監獄に隔離するより支援して社会の中で立ち直らせようという気持ちの現れではないでしょうか。

田口 「被告人のその後が気になる」という声に表れているように、ごく一部の裁判員経験者は判決を言い渡して終わり、ではなく控訴などの情報も含めて被告人の人間そのものに関心を寄せるようになりました。つまり、制度を通じて近年失われつつあった人間同士の関わりが再生されているのではないか、と思います。

私個人的には「更生保護」の分野。刑事裁判に参加して、犯罪者と自分を分ける境界線などそもそも存在していないことに気付きました。彼ら犯罪者あるいは触法少年たちのことを知るにつけ、環境要因として責任の一端は自分たち社会にあることを痛感したのです。

彼らがやがて社会に戻ってきたときに、その一員として再統合するところまでが裁判員の役割なのではないか。また、その役割機能こそが従前の裁判官裁判では成し得なかった一般市民が参加する裁判員制度の真価なのではないか、と考えます。

4. 裁判員制度の課題

司会（中川） 最後になりますが、「裁判員制度の課題」に移りたいと思います。いままで議論してきたような状況にある裁判員裁判ですが、現在、いわゆる三年後見直しということで、裁判員制度のあり方が本格的に議論されている時期で、多方面から提言がなされているところです。田口さんをはじめとする有志の方々も一定の提言をされていますし、宮村さんもメンバーであります日弁連のほうからも一定の提言をしております。

れるところです。配付資料のうしろのほうに、ごくごく簡単に項目だけを記載しているのですが、24ページと25ページ（後掲「レジュメ⑭」、「レジュメ⑮」参照）をご覧ください。この中で、とくにいままでの議論で触れていないけれども、この場でとくに語る必要が高い点だけについて語っていただきたいと思っています。田口さん、宮村さんの順序でお願いします。

〔田口氏による報告〕

「提言」の各項目については、概略のほうをご覧いただいて、「趣旨」やなんかについてもお目通しただけだと思います。

一三項目の提言というのか、意見を書き上げたのですが、これの特徴的なところというのは、裁判員経験者だけ、もうちょっと言い換えて一般市民、素人ですね、だけで考えた、自分たちの経験をもとに、五名ですけれども議論して作って、全国の裁判所のほうに、六〇カ所ですね、プラスアルファ官公庁と言ったらいいんですか、にも届けました。

全体を通して端的には、透明性を高めて、公平・公正な裁判であってほしい、あるいは、司法であってほしいと。司法全体に対して公平性、公正性を高めてほしいというのが願っているか思いとして入れたところです。本日、取り立てて議論になっていないようなので言うと、たとえば、項目の三番です「刑務所見学」などについては、われわれ一般市民って、今まであまりにも塀の中を知らなすぎたなという自戒をこめていまして。実際自分たちが裁判員をやることによって、その被告人が

自分たちの判断の先にどういう生活が、どういう人生が待っているのかというのを想像したときに、中を知らないということにすごい戦慄を覚えたんです。

これ、もうちょっと重いことになる、二一番目ですね、「死刑についての情報公開」、これについて言うと、ある死刑判決を下した裁判員経験者の方のお話、評議の中で裁判官から死刑についての説明、死刑とはどういうのかという説明があったらしいのですが、非常におおきなり、判決から六ヵ月以内に執行されて、執行方法は絞首刑ですというだけのお話。わかりやすく言うと裁判官も知らないです、当たり前なんですけど。たぶん立ち会った裁判官というのはもう日本にはいないのかなというふうには思います。つまり裁判員も知らない裁判官も知らない。評議室の中、誰も死刑について何も知らないんです。判決したあとどういうふうになるのかというのを、受刑者でなかったら、死刑囚がどういうふうに通ぐすのかというのを含めて知らないのです。それですごく恐ろしいことだなというところから、われわれは知らない世界が多すぎたところの自戒をこめて、刑務所見学、あるいは、死刑に関する情報公開。要するに、公開性、透明性を高めてほしいというのが、総じて言っているところではございます。これは裁判員経験者、いわゆる市民の視点です。

司会(中川) 続いて宮村さん。

「宮村氏による報告」

お手元の資料の25ページに、日弁連の提案項目をまとめました。今年の三月十五日、日弁連は、裁判員裁判についてこれまで三年間の運用を踏まえた提案を六つの意見書にわたって公表いたしました。内容は非常に多岐にわたりますが、意見書の全文が日弁連のホームページ「意見書」のコーナーに載っています。ぜひそちらもご参照いただきたいと思います。すべてご説明するたいへん時間かかってしまいますので、個人的に私が思い入れのある項目を二つ取り上げたい、ご説明したいと思えます。

一番目の意見書の中の①と②の項目になります。

(1) 裁判員裁判対象事件の拡大

まず「裁判員裁判対象事件の拡大」を提案しております。現在の裁判員裁判対象事件は、裁判員法に定められた一定の重大犯罪です。自白、否認は問いません。これをさらに、公訴事実に争いのある事件については、法定刑にわかかわらず対象にすべきではないか。その中でも公訴事実に争いがあつて、かつ、被告人または弁護人が請求した事件について、裁判員裁判の対象にすべきではないかという意見を述べています。

裁判員裁判は、被告人が起訴状に書かれた罪を犯したことは間違いないと言えるのかを、裁判官の目でチェックし、裁判員の目でもチェックする制度です。そのように間違ひなく有罪と言えるのかということを二重にチェックする必要性は、法定刑が重い罪に限られないと思うのです。たとえば、通勤電車の中

で起きたとされる痴漢事件について、被告人が間違いなく犯人であると言えるのか、また、自動車を運転していて事故を起こした方が、自動車運転過失致死罪に問われているときに、被告人に間違いなく過失があったと言えるのか。法定刑からは裁判員裁判対象事件にならない事件でも、プロの裁判官の目でチェックし、そして市民の目でもチェックするという、ダブル・チェックを働かせる意義が、大きい事件があると思うのです。

実際に、否認事件の依頼者から、自分の事件は裁判員裁判でやってもらえないのかと言われることがあります。そのような事件で市民の目でもダブル・チェックを働かせるという意義は非常に大きいと思いますので、ぜひ裁判員裁判対象事件を拡大してもらいたいです。

(2) 証拠開示規定の改正

公判前整理手続において証拠開示請求権が被告人側に認められるようになったことは、弁護活動を進めるうえで非常に大きな意義をもちます。検察官が選んだ証拠以外の証拠も見て、御方針を決めることができるようになったからです。ただし、現在の証拠開示請求権は、すべての証拠の開示を受ける機会を保障するものではありません。刑事訴訟法の三一六条の一五と三一六条の二〇に定められた要件をクリアした証拠についてのみ開示を受けることができる仕組みになっています。そして、弁護人が三一六条の一五または三一六条の二〇の要件に該当すると考えて開示を請求した証拠について、検察官から「この証拠についてはこういう弊害があるから開示することはでき

ない」という回答を受けることもあります。

この点について、すべての証拠を弁護側に開示する制度については、「証拠によつては、たとえば、個人の重大なプライバシーが書いてある、もしくは開示することによって他事件の捜査に支障がおよんでしまうおそれがある、そのような弊害がありうるから、すべての証拠を開示対象にすることはできない」と言われることがあります。

それならば、あらかじめ開示対象となる証拠を一定類型のもの絞り込むのではなくて、原則としてすべての証拠を開示対象とした上で、その中で開示することに弊害があるものだけを例外的に開示対象から除外する、検察官がこの証拠には例外的に不開示としなければならないだけの弊害があると主張して、裁判所の目から見ても、たしかに開示することに弊害があるという証拠だけを開示対象から除外するということで、十分に弊害を防止することはできるのではないか。そのような考え方から、原則としてすべての証拠を開示対象にする、という制度を提案しております。

また、先ほど竹田さんからもお話がありましたが、検察官が捜査の過程で集め、または、作った証拠としてどのような証拠があるのか、そのリストを検察官から弁護人に交付する制度も提案しています。そのようなリストの交付によつて、どういう証拠があるのか、もしくはないのかをめぐって、当事者間で紛糾するようなことのないようにすることができます。また、ごくまれに起きる「証拠隠し」や、それが疑われるような不正行

為も防止することができないのではないかと思います。そのような観点から、証拠リストの交付制度を提案しています。

その他の事項も、「被告人の利益」という観点から、より裁判員制度を良くするための提案をとりまとめました。以上です。

司会(中川) ほかにも各方面からさまざまな見直し案が出ているのですけども、いま、お二方が触れられなかったものの中から、とくに竹田さんの目から見て重要と思われるものについて、少し紹介していただけますか。

「竹田氏による報告」

性犯罪を裁判員裁判の対象から外してほしいという声をよく聞きます。被害者のプライバシーの問題で、たとえば、被害者と裁判員が街で会うことを心配している方もいます。覚せい剤密輸事件も裁判員裁判でやらなくてもいいじゃないかという人もいます。最高刑が死刑または無期懲役の罪は裁判員裁判となります。覚せい剤密輸の最高刑は無期なのでやっているのですが、実は偽造通貨行使罪、たとえば一万円札をコピーして使う、これも最高刑は無期なので、裁判員裁判でやっていきます。

また、そこにおられる四宮先生もメンバーですが、法務省の検討会で、被害者団体から来ている委員の方は、裁判所は非常に裁判員に配慮しているけれども、被害者はどうなったんだとおっしゃっていました。被害者のほうの支援が大事じゃないかと

いう意見です。

最後に先ほど評議は難しいというお話をしたんですけど、評議を難しくなくする方法が二つあると思います。一つは、全員一致にすることです、多数決だから難しいんです。アメリカの陪審は原則全員一致です。誘導の問題のかんりの部分が変わると思います。そもそも「疑わしきは被告人の利益に」ということは、有罪とするには疑問が残ると一人でも主張したら有罪にはならないはず。

もう一つは守秘義務を解除すること。裁判員や裁判官のプライバシー、田口裁判員はこんなこと言ったとか、そういうのは守秘義務があってもいいと思いますけど、それ以外の、たとえば、当初はこんな意見が大勢だったけれども、その後、変わっていったというような話はいいと思います。守秘義務を解除すれば、評議が検証されますので、検証が前提の評議となります。そうすると、評議の難しさみたいなのはかなり解消されるんじゃないかなと思います。

司会(中川) ありがとうございます。ちょうどいま四宮さんのお名前も出ましたので……。法務省で行われている「裁判員制度に関する検討会」が見直し項目を検討している最中なわけですけども、その審議状況などをご紹介いただけるのであれば、四宮さん、お願いできますか。

四宮 法科大学院の四宮と申します、弁護士もしております。いま、ご紹介があったように、法務省に「裁判員制度に関する検討会」というものが二〇〇九年にできまして、現在活動

しております。この検討会は、裁判員法という法律が、裁判員法施行から三年たったならば、その施行状況を見て、裁判員制度について改善するべき点があったら改善するように政府に命じているからなんです。これは裁判員制度をやめることは含まないんです、なぜかという、検討は、この制度がこの国の司法制度の基盤としての役割を十分に果たせるように、もっともつといいものになるように検討しなさいという趣旨だからです。

それでちょっと前の、十月九日に検討会がありまして、そこで議論すべき論点というのが大体決まりました。大きく分けて八つあります。一つは、いま議論になりましたけれども対象事件、どんな事件について裁判員裁判を行うかということです。

二番目は、裁判員を選ぶ手続の問題、とくにこれは三・一一の大震災を経験しましたので、そういう場合にはどうするのかということ議論することになると思います。三番目は、先ほどから出ている裁判の準備手続である公判前整理手続と、公判のあり方の問題です。よりわかりやすい裁判にするためにはどうしたらいいかということです。それから、四番目は、評議・評決です。この中には死刑については全員一致にするかどうかというような点も議論することになっております。五番目は、上訴です、一審で裁判員裁判によって判決が出た場合に、それに対して控訴したり、さらには上告したりしますけれども、その控訴審、上告審のあり方や特に死刑判決に対する上訴の在り方、たとえば被告人が控訴しなくても自動的に上訴となる制度

はどうか、などが議論の対象になります。そして六番目は、被害者の保護、いまでも少し出しましたが、被害者のプライバシーの保護など。七番目は、裁判員の負担、義務の点です。この中で大きな議論になると思われるのは守秘義務の在り方です。いま竹田さんからも話がありましたけど、いまの制度では裁判員経験者には非常に広い範囲の守秘義務が課せられています。中には罰則もあります。それをどのようにしていくかということ。そして最後は、その他ということで、さつき宮村さんとも言っておられたような証拠開示の問題とか、争いのある事件では、有罪、無罪を判断する手続と、有罪になった場合の刑をどうするかという手続を分けてやるべきではないかなど、そのようなことが予定されております。

裁判員制度が始まって三年たって、現在四年目で、四年目に議論しているわけですけども、おそらくは四年目の最後、つまり来年の五月二十日になりますと丸四年たつわけですけども、その前後ととりまとめの方向になるのではないかと予想されております。以上です。

司会(中川) ありがとうございます。こういったいくつかの見直し提言に関してのディスカッションも予定していたのですが、時計をご覧いただければわかるようにこんな時刻になっております。

【質疑応答】

司会(中川) パネリストの方々のご意見も重要ですが、フロ

アの方々のご意見も重要でして、限られた時間ではあります
が、パネリストの人たちとやりとりをしていただければと思
います。質問やご意見のある方は挙手をしてください。

質問 法学部二年の M と申します、本日は貴重なお話をどう
もありがとうございました。今後の勉強になりました。見直し
について少し疑問に思ったんですが、先ほどのパネリストの方
から出ていたご意見で、被告人のほうで裁判員裁判にしてくれ
ないのかという声があったと聞きました、被告人はたしか私の
記憶している限りでは、裁判員裁判になるかどうかは選べなか
ったと思うのですけれども。被告人には職業裁判官で構成され
ている法廷か、裁判員裁判かを選ぶ権利というものが与えられ
るべきではないのかと思うのですが、その点に関して現職の方
々や、実際に参加された方からご意見をいただければと思い
ます、よろしく願います。

司会(中川) たぶん、全員からコメントをほしいというリク
エストだと思うのですが、限られた時間なので申し訳ありませ
んが、一人に限るとすると誰ですか。

M では、検察官の方に。

司会(中川) 名倉さんお願いします。

名倉 東京地検の名倉です。たしかにおっしゃるとおり、被
告人には職業裁判官か裁判員裁判かということを選ぶことはで
きません。なのでおっしゃるとおり十分検討の対象になるの
ではないかと思いますが、実はこれは裁判員裁判が始まる時に
も、たしか検討の対象にはなっていたのではなかったかと思

います。ちよつと私の記憶が違えば、また四宮先生に言ってい
ただけだと思うのですが。

問題は諸外国ではいわゆる陪審裁判を被告人が選ぶことがで
きるという国があるのですが、そういうことによって逆にその
活用率が非常に下がっているのです。そういう質問が出ると思
っています。下がついていなかったので、全然下調べしてきてないの
です。日本に先駆けて韓国で裁判員裁判に似た陪審裁判が始ま
っているようですが、どうもあまり活用されてないのは、その点
にも原因があるのではないかとということも、又聞き之又聞きの
又聞きぐらいに聞いたことがあります。今後ご指摘の点はたし
かに重要なところなので、被告人自身が選べるということも議
論の対象になってくる可能性はあると思います。しかし、完全
に被告人の判断で選択があつていいのかということについて
は、いろいろ考慮しなければいけない問題もあるかと思いま
す。すみません、とりとめもない答えで。

司会(中川) ほかいかがでしょう。……どうでしょう、四
人も挙がつてしまいました。ちよつとプロの人はご遠慮いた
だいて、その女性の方をお願いします。

質問 貴重なお話ありがとうございました。裁判員ネットと
いう団体で活動しております T と申します。私たち市民モニタ
ーという形で裁判員裁判の傍聴や、模擬評議というところを行
っているのですが、市民の視点から考えるということ、
裁判員裁判導入の際に、市民感覚の反映ということが意義の一
つとして強調されたと思うのですが、市民感覚である

か、市民の常識であるとか、市民の良識であるとか、そういったことを法曹三者の皆さんは、とくにどのようなものとして市民感覚というものを捉えていらっしゃるのかということ。また、それが反映された現状の裁判をどのような評価しておられるのかということをうかがいたいと思います。

司会(中川) 一人だけ指定してください。

T そうしましたら川田さんをお願いできますか、よろしくお願いします。

川田 その市民感覚、それから、そういうものを反映した判決と、そういう話の質問でありましたけれども、裁判員制度導入のときにそういう議論がされて、実際に制度が導入されたということがあります。裁判官の立場からそのあたりをどう捉えるかというところなんです、やはり市民、国民として裁判員に評議と一緒に参加してもらって、一緒に考えるわけですね。その評議の中でいろんな意見が出るわけですが、もちろん裁判員の方は裁判員の生活なり、国民、市民としての感覚に根差して意見を述べられる。裁判官としては裁判官としての自分の意見を述べて、評議を通じて一つの結論がつくられていくわけです。そういうことによってきちんと、裁判員の考えもはっきり反映された一つの判断になる。裁判官の立場からしても、これまでの裁判官の判断に比べて、やはり厚みを持った結論となっていく。そういう意味で冒頭のところで私、感想としてお話ししましたけれども、自信を持って判決を言い渡せると、そういう実感を持っているところです。この程度でよろしいですか。

司会(中川) 本当はもう時間なんです、積極的に皆さんから手が挙がると教員としては嬉しくなってしまうものであります。ちょっと延長いでしょうか、ありがとうございます。ということで、はい、あの男の方。

質問 法学部……。

司会(中川) すみません、最初に誰に対して質問しているのか、明確にお願いします。

質問 じゃあ全体に質問してよろしいですか。

司会(中川) 一人です。(笑)

質問 川田さんをお願いします。法学部一年のEです。証拠開示請求権があっても、検察と弁護士に捜査能力、証拠収集能力に依然差があると思っているのですけど。このことが法律に関して初心者である裁判員の、「見て、聞いて、考える」ということに影響を与えているのではないかと私は思います。そしてこのことが弁護士のとりあえず主張や、裁判員の感想にある弁護人の質問の意図、意味がわからないというところにつながっていると思うのですが、どう思いますか。

川田 質問の趣旨をちょっと確認させていただきますと、要するに証拠開示が十分なされていない現状があるんじゃないかと。それによって法廷の審理でその弁護人の主張立証活動について、十分な活動ができなくなっている現状があるのではないかと、そういうご質問ですか。それについて裁判官に、そういう実感があるかどうか、そういう話でしようか、すみません。

E 裁判員にそういう判決を出すときに、影響を与えられて

いるのではないかと質問です。

川田 先ほど来説明してきてますけども、裁判員と裁判官は、公判前整理手続を経て、法廷に出てきた証拠のみに基づいて判断すると、そういうプロセスをたどっているわけです。それで出てきたもののみに基づいて判断しているものですから、実際にこういう証拠があったんだけど、出てきてないと、その影響がどうなっているのかというところは、実は測りかねる部分があるかなと思います。だからそういうのはむしろ証拠を収集したりする当事者のほうが、いろいろ感じるころがあるのかもしれないが、裁判官としてはそういうコメントになります。

E ありがとうございます。

【パネリストの感想】

司会(中川) 時間がやや超過してしまい、かつ、かなり大胆にはしよってしまつて、さまざまな準備されてきたパネラーの方々、そしてフロアの方々には申し訳ないことになってしまいました。最後にこのシンポジウムの感想をパネリストの方々から、一人二〇秒ぐらいずつでお願いできればというふうに思います。では田口さんから。

田口 二〇秒、二〇秒、二〇秒、五秒ぐらい減りました(笑)。現役の判事、検事、もちろん弁護士とお話するという機会はなかったので、非常に私もこちらで聴いていて勉強になった部分がありました。ただ、思った以上にハードだなとい

う、すごいなんか、もう少し温かくてもいいのかなという気もしてたんですけども。立法論も含めて、ハード面の部分は専門家の方々にお任せするとして、少なくともこの制度を通じて、私たち一般市民は、いま一度その司法であつたり、更生の分野についても、自分たちの姿勢というものを改めることが、私自身の個人的な見直すべき点だと思っております。

今さらなんですけれども、このテーブルの位置なんか、パッと見、裁判員vs.専門家みたいに見えるんですけど、違います、ただ単にこういう席の配置らしいので、私としてはそっち側にいきたかったというのが感想です。ありがとうございます。

(拍手)

川田 本日はこの裁判員制度の運用について、かなり突っ込んだ議論をする機会を与えていただきまして、私自身こういう経験ははじめてなものですから、たいへん参加してよかったし、今日の議論を今後の運用の改善等につなげていきたいというふうに考えています。どうも今日はありがとうございます。(拍手)

名倉 東京地検の名倉です。裁判員裁判が始まったことによつて、市民の司法参加ということが注目されるようになってきました。実際は市民の司法参加というのは、檢察審査会もありますし、たとえば、一般市民の方が被害者になり、目撃者になり、そして捜査、裁判に協力していただける、それも市民参加なのです。ですから、市民参加の司法というのは、裁判員裁判だけではありません。そういういろんな方々、裁判員以外の

方も含めた一般市民の方が参加して、はじめて適正な刑事司法が実現できるということを、われわれはもう少し考えていきたいなと思っております。今日は発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。裁判員裁判がより良い制度になることを、現場の検察官としても願っております。（拍手）

宮村 裁判員制度を契機として、刑事裁判がいろんな局面で動きつつあることを日々実感しています。今日も非常に有益な意見交換ができたと思っています。また、最初の竹田さんからのレポートで、「弁護人のわかりやすさ」についてのアンケート結果で、「わかりやすい」という回答がどんどん減っているじゃないか、これを謙虚に受け止めるべきだという指摘がありました。まったくそのとおりです。われわれ弁護士は、謙虚にこのアンケート結果を受け止めて、研修や日々の鍛練、技術の習得に努めていかなければいけないと思っています。今日はありがとうございます。（拍手）

竹田 アメリカでは、陪審員を経験した人はよく選挙に行くようになると言われておりまして、私も裁判員経験者の方に会うたびに、その話をするんですけど、ほとんどの方が「選挙には昔から行ってますよ」と答えます。やっぱり辞退を多く認めているので、いつも選挙に行っている人たちが裁判員をやられている、果たしてそれでいいのかなと思っています。

ここにいる学生の皆さんはたぶん一九九〇年以降の生まれだと思いますが、九〇年を境にこの国は大きく変わりました。それまでは経済成長が続き、前の年より売り上げが上がり、税収

も増えていました。そういうときは、政治に勢いがあります。有権者はみんな中流目指して働くのに懸命で、「お任せ民主主義」になってしまい、それが何十年も続いてきました。でもバブルの崩壊後、成長前提のシステムが行き詰まり、もう任せておけないという有権者は多いと思います。だから「参加型民主主義」の方向に進んでいくべきで、この裁判員裁判の経験って、それに非常に役に立つのではないかと、じわじわと社会に浸透していくと、参加型民主主義を促すことになるんじゃないかと、そう考えています。

今年の六月に世田谷区がちよつと変わったワークシヨップを開きました。無作為に千人ぐらいの区民を選び、その後いろいろやり取りをして、百数十人ぐらいの方に来ていただいた。裁判員の選任のようなものです。ワークシヨップでは、さまざまなテーマが話し合われたのですが、とてもいい話し合いができたと思っています。無作為抽出というのは役立つのではないかなと思っています。

きょうは出ませんでしたけど、民事裁判とか、あるいは、国や地方自治体を訴える裁判にも、裁判員をぜひ入れたいのと思っています。今日はどうもありがとうございました。（拍手）

すみません、大事なことを言うの忘れましたが、今晚七時から文化放送で「裁判員制度三年、市民の参加どこまで進んだか」という特番があります。田口さん、四宮先生、死刑を言い渡した事件で裁判員を経験された人、市橋達也被告の裁判員をされた方と私の五人が出ます。ちなみに田口さんは押尾学被告の裁判

員です。特番をお聴きいただければ幸いです。どうもありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

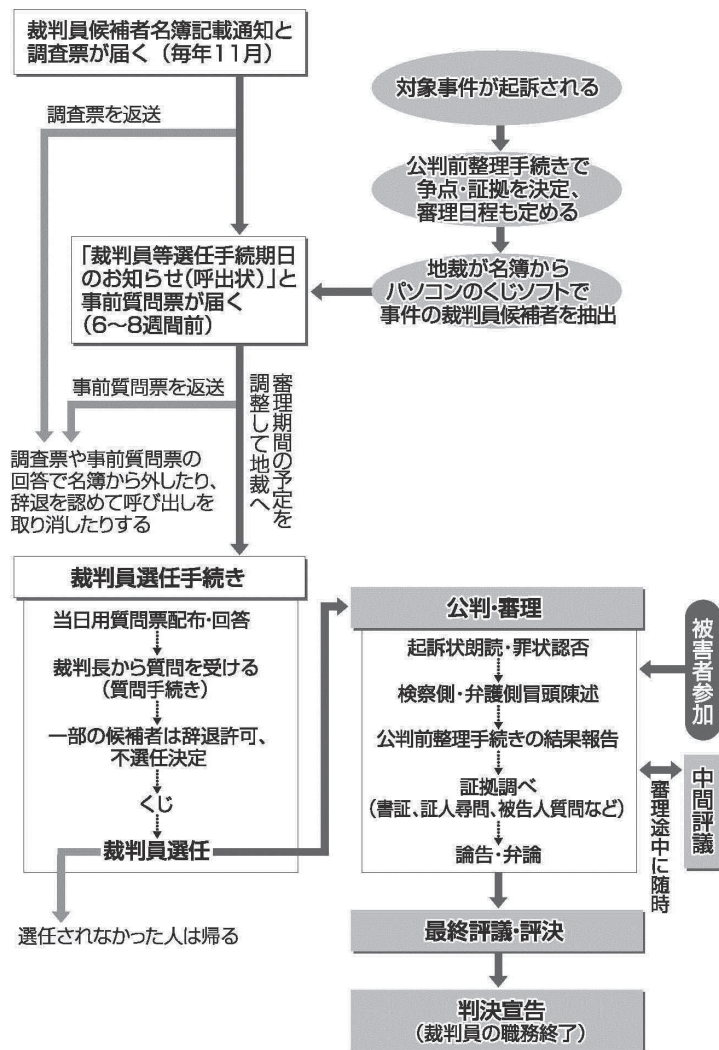
司会(中川) まだまだ、発言されたい方とか、今回のシンポを体験されていろんな思いを抱かれた方とかがいらっしゃると思うのです。アンケート用紙がお手元にあると思いますので、そこに思いのたけをぶつけていただければ、そのあとすぐ、このパネリスト全員が皆さんの書いたものを読むこととお約束します。ので、ぜひ書きいただいて、回収箱というのがありますからそこに投函していただければと思います。

今日は司会の不手際で大幅なカットを迫られて、たいへん申し訳なかったのですが、それでも有意義なシンポになったと思っております。次回がもしあるとすれば、初めから三時間以上に設定しましょう。本日はお疲れさまでした。(拍手)

(了)

國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ①（竹田）

裁判員制度の現状と課題

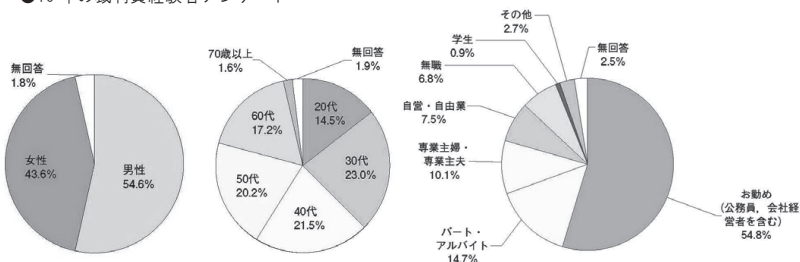


國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ② (竹田)

●2012 年 7 月現在の最高裁集計

裁判員裁判の件数	3,856 件
選任された裁判員	23,535 人
選任された補充裁判員	8,162 人 (1 件平均 2.1 人)

●10 年の裁判員経験者アンケート



●12 年 7 月現在の最高裁集計

裁判員候補者名簿に記載された人【注 1】	955,876 人
事件ごとに抽出された候補者	352,589 人 (1 件当たり 91 人)
辞退が認められた候補者 (辞退率)【注 2】	201,380 人 (57.1%)
選任手続きに出席を求められた候補者	156,021 人 (1 件当たり 40 人)
選任手続きに出席した候補者 (出席率)【注 3】	123,388 人 (79.1%)
検察側・弁護側の理由なし不選任	15,274 人 (1 件当たり 4 人)

【注 1】 09 年 295,036 人、10 年 344,900 人、11 年 315,940 人の合計

【注 2】 辞退率＝09 年 53.1%、10 年 53.0%、11 年 59.1%

【注 3】 出席率＝09 年 83.9%、10 年 80.6%、11 年 78.4%

●2011 年の最高裁集計

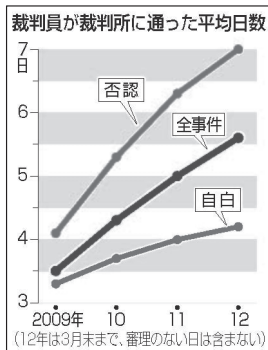
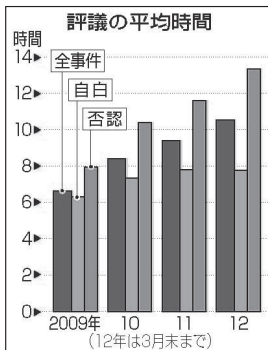
公判前整理手続きの平均期間	6.4 カ月 (否認 8.3 カ月)
公判の平均回数【注 4】	4.1 回 (否認 4.9 回)
取り調べた証拠の平均個数	32.5 個 (否認 34.7 個)
証人の平均人数	2.3 人 (否認 3.4 人)
証人尋問の平均時間	2 時間 45 分 (否認 4 時間 20 分)
被告人質問の平均時間	2 時間 30 分 (否認 3 時間 11 分)
評議の平均時間	9 時間 24 分 (否認 11 時間 36 分)
審理期間の平均 (起訴～判決)【注 5】	8.9 カ月 (否認 10.9 カ月)
裁判員が職務に従事した日数	5.0 日 (自白 4.0 日、否認 6.3 日)

【注 4】 06 年の裁判員裁判対象事件＝公判の平均回数 5.6 回 (否認 8.8 回)

【注 5】 06 年の裁判員裁判対象事件＝審理期間の平均 8.0 カ月 (否認 12.1 カ月)

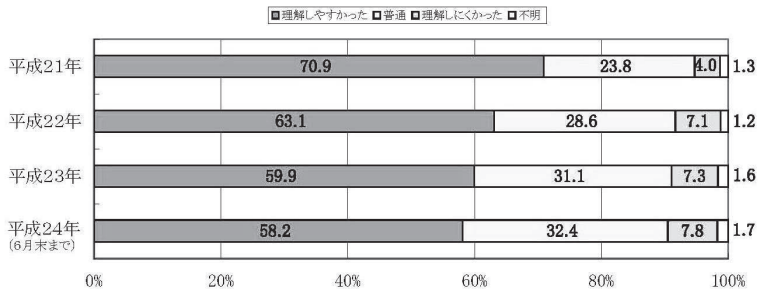
國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ③（竹田）

● 評議時間と職務従事日数の推移

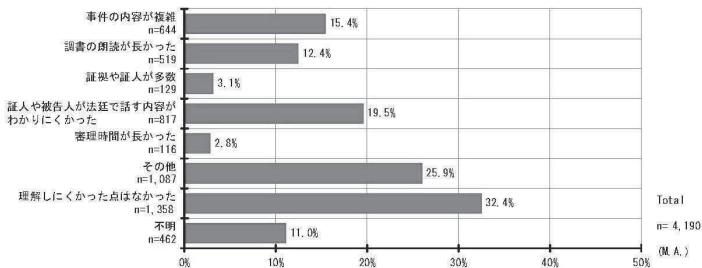


● 裁判員経験者アンケート（理解しにくかった理由は2012年1～6月）

審理内容の理解しやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移

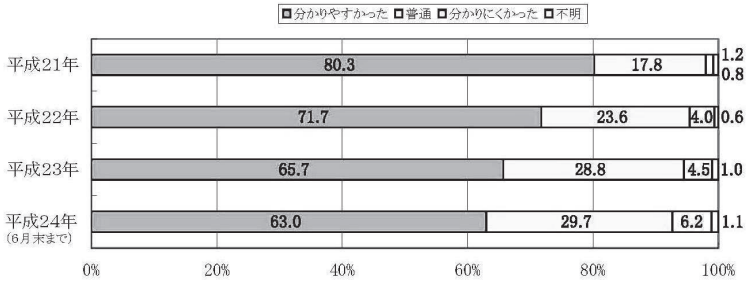


法廷での手続全般について理解しにくかった理由

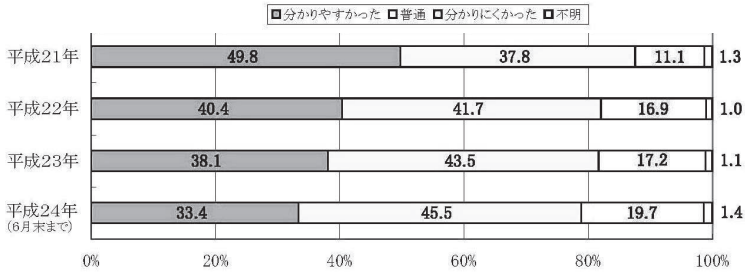


國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ④ (竹田)

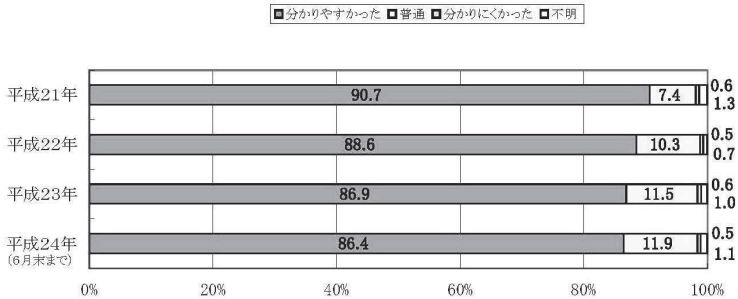
法廷での説明等の分かりやすさ(検察官)についての裁判員経験者アンケート結果の推移



法廷での説明等の分かりやすさ(弁護士)について裁判員経験者アンケート結果の推移

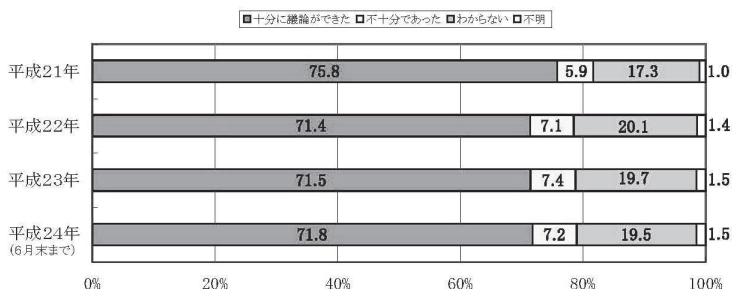


法廷での説明等の分かりやすさ(裁判官)についての裁判員経験者アンケート結果の推移

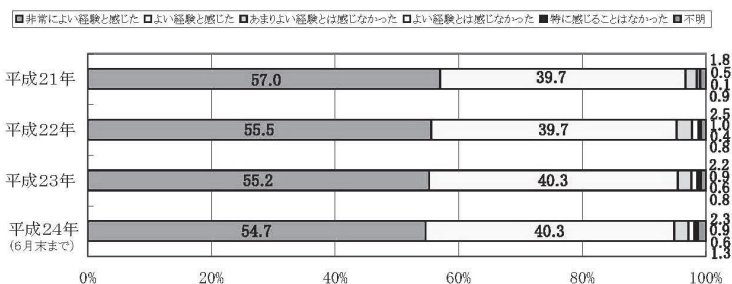


國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ⑤（竹田）

評議における議論の充実度についての裁判員経験者アンケート結果の推移



裁判員として裁判に参加した感想についての裁判員経験者アンケート結果の推移

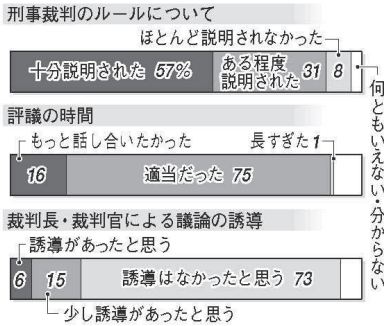


●裁判員経験者アンケート自由記載欄

- 「呼出状という文書に違和感。別の言葉を使用した方がいい」（11 候）
- 「個別質問を多くしてほしい。グループ質問では言いたいことが言えない」（09 候）
- 「8 人を選ぶために 50 人近くも招集する必要があるのか。時間と税金の無駄」（10 候）
- 「4 日間仕事を休み、給料が減額されるので、その分日当をいただきたい」（同）
- 「急に決まり、理解しないうちに始まり、何もわからずに進むので心の整理ができぬ」（11 員）
- 「検察は情に訴える場面が多かった。もっと論理的にやってほしい」（09 員）
- 「（調書読み上げは）理解に時間がかかった。裁判官の補足説明で理解できた」（11 補）
- 「弁護人の質問の意図、質問の意味がわからい点が多数あった」（11 員）
- 「質問できる時間が短く、疑問点を残したまま評議をせざるを得なかった」（10 員）
- 「判断するためにはもっと審理時間がほしい」（10 員）
- 「十分な評議がなされたように感じなかった。結局は判例に従って考えられた」（10 員）
- 「（評議では）慣例に従った方向への誘導が多かったが、制度の意義と異なるのでは」（11 員）
- 「一方的に被害者の立場で考えていたが、被告人について見方が変わった」（11 員）
- 「社会に対して積極的にかかわっていきたいと感じた」（10 員）
- 「民主主義はお金と手間がかかるが、この制度は持続していただきたい」（11 補）
- 「法衣を貸与してもらいたい。色はグレーでもよい」（10 員）

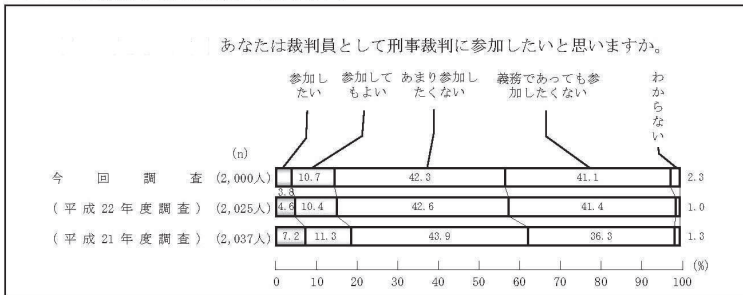
國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ⑥ (竹田)

●共同通信の裁判員・補充裁判員経験者アンケート (2010 年 7 月調査、210 人回答)



●最高裁の意識調査 (12 年 1 月実施)

裁判員として刑事裁判に参加したいか



●12 年 7 月現在の最高裁集計

裁判員裁判で判決 (家裁移送決定の 4 人含む) を言い渡されたのは 4,074 人

多い罪名	多い地裁	少ない地裁
①強盗致傷 (943 人)	①千葉 (458 人)	①鳥取 (9 人)
②殺人 (未遂含む、920 人)	②東京 (355 人)	①松江 (同)
③現住建造物等放火 (378 人)	③大阪 (323 人)	③秋田 (12 人)
④傷害致死 (372 人)	④横浜 (198 人)	④盛岡 (13 人)
⑤覚醒剤取締法違反 (366 人)	⑤名古屋 (194 人)	⑤函館、旭川 (15 人)

有 罪	4,052 人
死 刑	14 人
無期懲役	80 人
懲役 20 年超	101 人

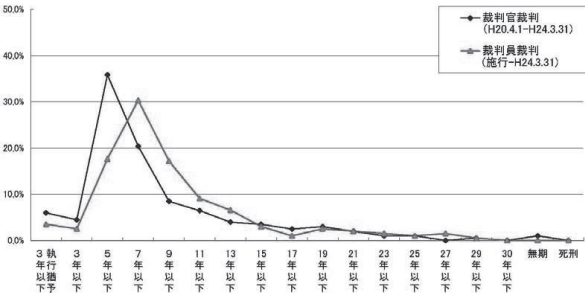
國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ⑦（竹田）

懲役 20 年以下 10 年超	613 人
懲役 10 年以下 3 年超	2,343 人
懲役 3 年以下・実刑	257 人
懲役 3 年以下・執行猶予（有罪全体に占める割合）	642 人（15.8%）
うち保護観察付き（執行猶予に占める割合）	348 人（54.2%）
無罪（無罪率）	18 人（0.4%）
覚せい剤取締法違反	8 人
殺人（未遂含む）	4 人
傷害致死	2 人
強盗殺人、強盗致傷、保護責任者遺棄致死	各 1 人
組織犯罪処罰法違反	

●死刑求刑事件（△無期懲役、▲死刑、□無罪）

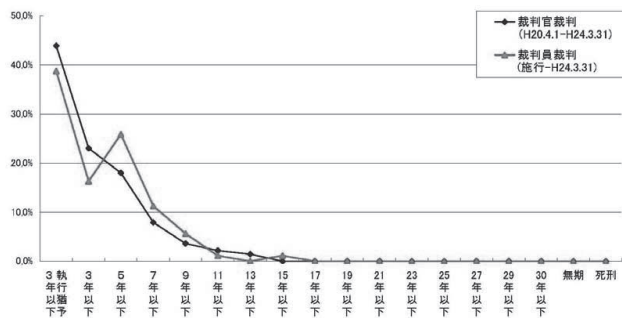
NO	判決	年	月	日	地裁	被告	罪名	死亡被害者	確定	備考
1	△	2010	11	1	東京	林 真二	殺人など	2	○	
2	▲			16	横浜	池田 寛之	強盗殺人など	2	○	B 控訴取り下げ
3	▲			25	仙台	事件当時少年	殺人など	2		B 控訴、控訴審係属中
4	▲		12	7	宮崎	奥本 章寛	殺人、死体遺棄	3		B 控訴、控訴棄却、B 上告
5	□			10	鹿児島	白浜 正広	強盗殺人など	2	○	P 控訴、被告死亡により公訴棄却
6	▲	2011	3	15	東京	伊能 和夫	強盗殺人など	1		殺人前科あり、黙秘、B 控訴
7	▲			25	長野	松原 智浩	強盗殺人など	3		B 控訴、控訴棄却、B 上告
8	▲			17	横浜	津田寿美年	殺人	3	○	B 控訴取り下げ
9	▲		6	21	沼津	桑田 一也	強盗殺人など	2		B 控訴、控訴棄却、B 上告
10	▲			30	千葉	壁山 辰美	強盗殺人など	1		殺人前科なし、被告・B 控訴
11	△		7	20	さいたま	高橋 隆宏	殺人、詐欺など	2	○	
12	▲		10	25	熊本	田尻 真一	強盗殺人など	2	○	B 控訴、控訴棄却、B 上告、本人取り下げ
13	▲			31	大阪	高見 南直	殺人、殺人未遂、現住建造物等放火	5		死刑の適否性争点、B 控訴
14	▲		12	6	長野	池田 薫	強盗殺人など	3		7 の共犯、被告・B 控訴
15	▲			27		伊藤 和史				7、14 の共犯、B 控訴
16	▲	2012	2	24	さいたま	新井 竜太	殺人、詐欺など	2		11 の共犯、B 控訴
17	△		3	19	鹿児島	川下 誠	強盗殺人など	2		殺人罪と窃盗罪を認定
18	▲		4	13	さいたま	木嶋 佳苗	殺人、詐欺など	3		被告・B 控訴

●強姦致傷

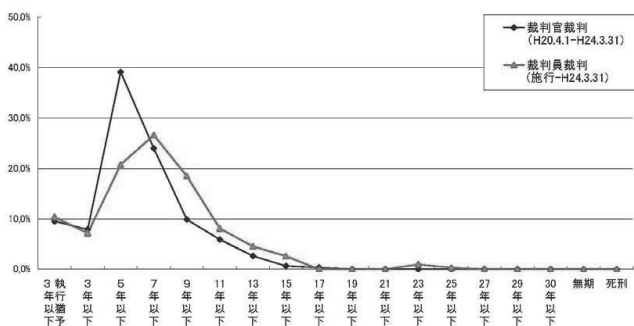


國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ⑧ (竹田)

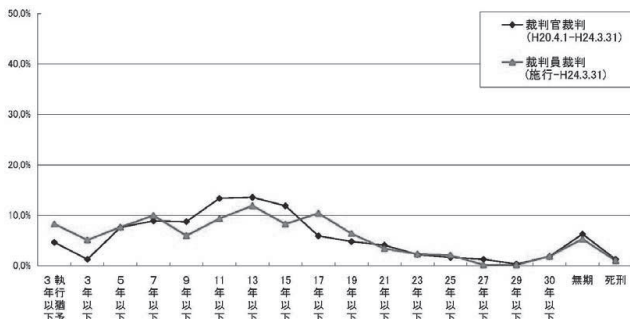
●強制わいせつ致傷



●傷害致死

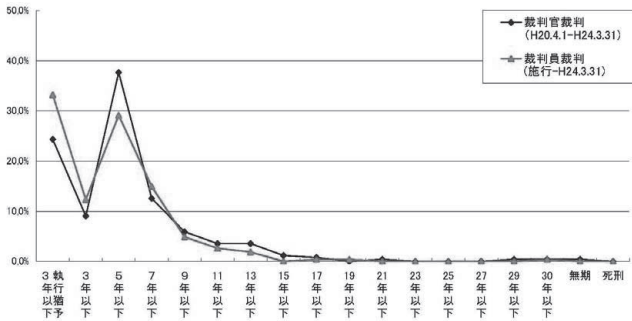


●殺人既遂



國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ⑨ (竹田)

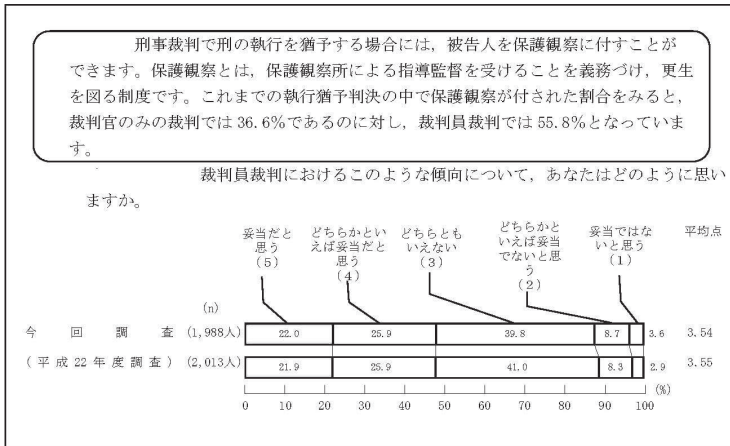
●現住建造物等放火



●執行猶予と保護観察

	有罪判決	うち執行猶予	うち保護観察
裁判員裁判 (～12年7月)	4,052 人	642 人 (15.8%)	348 人 (54.2%)
裁判官裁判 (06～08年)	7,224 人	997 人 (13.8%)	305 人 (30.6%)

●保護観察についての最高裁意識調査



●記者会見での裁判員・補充裁判員の主な発言

「すごく悩んだ。何回も涙を流した」「毎日大変で、気が重かった」(1011 横浜)
「(判決を出すことが) 怖かった。一生悩み続けると思った」(1011 仙台)

國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ⑩ (竹田)

「判決が正しかったのかと今でも思う。人生で一番大きな出来事だった」(1012 宮崎)
 「殺害されたのが 1 人だったので迷ったが、他の事件の結果が深刻だった」(1106 千葉)
 「眠れない夜もあり、重い判断を任されてよかったのか、悩みながら生きていく」(1202 長野)
 「難しいの一言。みんなで話し合って決めたので、揺らいだりはしない」(1204 さいたま)
 「遺族には申し訳ないが、証拠が不十分だったのが一番の原因」(1012 鹿児島)
 「断定できる部分とできない部分があった。最後は疑わしきは被告人の利益に」(1102 浜松)
 「証拠が弱かった。外国での証拠は集めにくく、検察官は苦労していたようだ」(1107 東京)
 「これからも増えるだろう老老介護に、何かメッセージを出せればと思った」(1002 東京)
 「私の母も認知症なので、介護する側、される側の苦勞を考えさせられた」(1007 鹿児島)
 「責任能力という形のないものを判断することは非常に難しかった」(1008 岡山)
 「(刑場の) 光景が浮かんでしまい、評議への影響がある」(1008 岡山)
 「(保護観察付き判決) 本人が悩みながらも社会で生きていければいいと思う」(1111 盛岡)
 「傍聴席に被告の知人がいて怖かった。酒井法子さんの刑は甘いのではないか」(1001 立川)
 「プライバシーの問題があり、性犯罪は裁判員裁判の対象から外すべきだ」(0912 神戸)
 「量刑がばらつく不公平がある。評議を第三者が見届けてチェックすべきだ」(1002 福岡)
 「裁判官と生活感にずれがあり、血の通った議論がされていない」(1002 大阪)
 「裁判員の気持ちが反映されていない。見えない線路が引かれているような感じ」(0910 浜松)
 「被害者のことを親身に考えた。求刑通りでよかった」(0909 青森)
 「言葉ではうまく言えないが、中立的に判断した」(1003 鳥取)

●06～08 年の裁判員裁判対象事件＝裁判官裁判

有罪 7,224 人 (一部無罪 19 人含む)、無罪 44 人 (無罪率 0.6%)、家裁移送決定 5 人

●起訴率 (公判請求／通常受理)

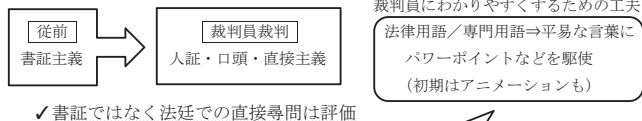
	2006	2007	2008	2009	2010	2011
刑法犯	22.8%	22.0	22.7	22.6	21.6	21.1
殺人	40.6	37.8	33.4	32.9	24.7	25.0
傷害致死	94.5	90.1	73.2	73.5	95.7	87.7
強盗致傷	38.1	34.7	30.0	28.1	25.8	21.6
強姦致死傷	63.1	54.9	56.7	42.0	36.1	38.6
強制わいせつ致死傷	66.7	54.5	49.6	43.7	40.0	39.9
現住建造物等放火	46.1	43.5	42.2	35.8	33.1	33.2

検察＝有罪判決を得られる高度な見込みがある場合に限って起訴する (検察講義案)

國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ⑪（田口）

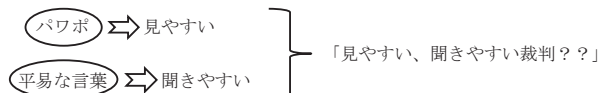
裁判員制度によって刑事裁判はどのように変わったか

論点 1. わかりやすい裁判になったのか～「見て、聞いて（ ）る裁判」って？～

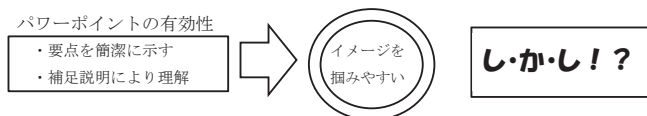


「わかりやすい」とは？

見て、聞いて理解できること！！

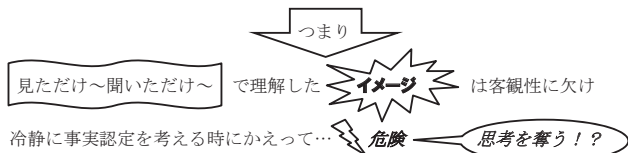


※「見て、聞いた」だけでわかったつもりになっている裁判員はいないか？

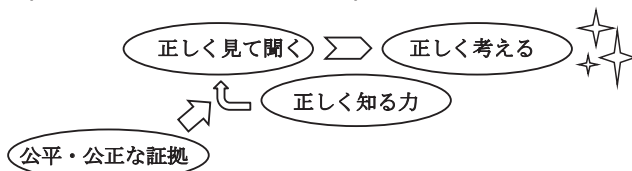


それで理解したイメージは主観であり

客観性・相対性に欠けるのではないかと？

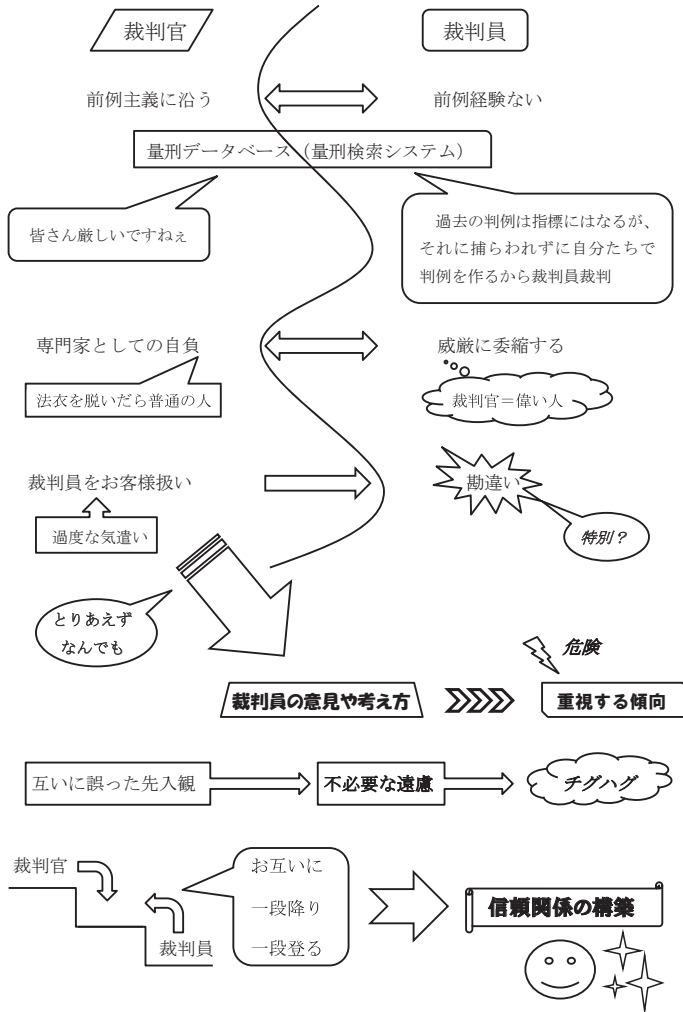


「見て、聞いて考える裁判」 そして 客観視のため補完する意味での書証



國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ⑫ (田口)

論点 2. 裁判員と裁判官の協働はうまくいっているのか



國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ⑬（田口）

その他の論点

論点 3. 公判前整理手続の功罪

- 整理された争点とそこに至るまでの経緯は？
- 裁判官が取捨を判断した証拠で裁判員は審理に臨む
- 公判の短期化⇔被告人の長期勾留

論点 4. 冒頭陳述と論告・弁論の躍動

- 大きな抑揚もなく読み上げる従前⇒飛躍的に伝導効果が高まった
- 見やすさ、聞きやすさ×⇒信念に基づく言葉○
- 訴えかける相手
 - 裁判員×⇒裁判体○
 - 裁判員は主権者だが裁判の主体ではない

論点 5. 被害者等参加制度の一考

- 対審構造としての矛盾
- 手続き二分論のほか裁判官による丁寧な説示
- 犯罪被害者への真摯な救済策を拡大すべき

論点 6. 知られざる更生の世界

- 保護観察付判決の増加と保護観察現場の実情
 - 不足する保護観察官・保護司⇒おさなりの対応（面接ではなく電話）
 - 名誉職と化した保護司／高齢化問題
- 裁判官も刑務所は管轄外
- 塀による物理的な社会からの隔離
- 社会の受け入れ体制の不備が再犯へ←偏見／蔑視

☆ 果たして更生とは？⇔贖罪とは？

裁判官では更生保護
の分野への介入は困難

一市民である裁判員

同じ社会の一員として受け入れることが可能

・・・and so on

國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ^⑭ (裁判員経験者有志提案)

裁判員制度と周辺環境における提言書 (概略)

◆ 提 出 先 (2012年)

- 1月19日～4月25日 全国裁判員裁判実施裁判所 (50庁10支部)
- 2月20日 法務大臣／法務省「裁判員制度に関する検討会」
- 3月26日 日本弁護士連合会会長
- 5月11日 最高裁判所「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」
- 5月14日 最高検察庁検事総長
- 5月25日 最高裁判所長官
- 7月10日 参議院法務委員会
- 8月 7日 衆議院法務委員会／各政党

◆ 作成者および提出者 ➡ 裁判員経験者有志 5 名 (東京地裁 3 名・千葉地裁 1 名・仙台地裁 1 名)

◆ 趣 旨

- ・制度構築時には国民の声はどこにも反映されていなかった
- ・見直し時には実際に携わった裁判員経験者の声にも耳を傾けてほしい
- ・これをきっかけに全国民が自分たちのことを自分たちで考え行動する

参加型民主主義へ

～以下本文より抜粋 (一部補正)～

裁判員経験を通じて実感した制度の課題と社会における真の正義と、公平で公正な裁判の実現のために、そして新学習指導要領に基づき法教育が子どもたちに施される時代にすべての国民が司法の現状を直視し、一人ひとりが主体性を持って関わり、正しいこと間違っていることを是々非々で議論し合いより充実した正義ある社会と司法環境が実現することを願ってやみません。

1. 公判前整理手続は可能な限り裁判員に提示すること
2. 検察は証拠を原則すべて (弁護人に対し) 開示すること
3. 希望する裁判員候補者には刑務所見学を実施すること
4. 裁判員等選任手続は原則公開で行うこと
5. 裁判員からの検察官・弁護人に対する質問を可能にすること
6. 証人・被告人に対する再尋問・再質問を可能にすること
7. 期日を超過したとしても評議時間は充実したものにすること
8. 希望する裁判員経験者には上級審の公判期日を知らせること
9. 裁判官も記者会見を開くこと
10. 裁判所主催の裁判員経験者の意見交換会を定例化すること
11. 死刑についての情報公開を徹底すること
12. 被害者等参加制度の運用改善をすること
13. 民事・行政訴訟にも裁判員制度を運用拡大すること

國學院大學法学部 50 周年記念シンポジウムレジュメ⑮（日弁連提案）

日弁連・裁判員裁判に関する改革提案

1 裁判員の参加する公判手続等に関する意見書（2012/3/15）

- ① 裁判員裁判対象事件の拡大（争いのある事件について）
- ② 証拠開示規定の改正（拡充）
- ③ 被告人側への公判前整理手続に付することの請求権の付与
- ④ 争いのある事件における公判手続の二分
- ⑤ 裁判員に対する説明の拡充
- ⑥ 評決要件の改正（裁判官の過半数かつ裁判員の過半数に）

2 裁判員の負担軽減化に関する意見書（2012/3/15）

- ① 心理的負担を軽減させるための措置
- ② 心理的負担の軽減に資する説明

3 死刑の量刑判断における評決要件に関する意見書（2012/3/15）

- 死刑の量刑判断についての全員一致制

4 少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書（2012/3/15）

- ① 少年法の理念（成長発達権保障，プライバシー権保障）に則った規定新設
- ② 科学主義の理念の明記
- ③ 少年法の理念，少年法固有の規定の説明についての規定新設

5 裁判員法における守秘義務規定の改正に関する立法提言（2011/6/16）

- ① 裁判員等の職にあった者の罰則対象行為の限定
- ② 制度運用に関する調査研究のための守秘義務適用除外規定の新設

6 裁判員制度を検討するための検証機関設置を求める提言（2008/11/19）

- 有識者等及び法曹三者によって構成される新たな検証機関の設置

*意見書の全文は日本弁護士連合会ホームページに掲載